

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月21日
【発行者名】	中央三井アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 渡辺 輝夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目23番1号
【事務連絡者氏名】	大供 修二 東京都港区芝三丁目23番1号 業務企画部
【電話番号】	03-5440-0181
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	中央三井外国株式インデックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 上限 10兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

中央三井外国株式インデックスファンド（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

１口当たりの元本は１円です。

格付は取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、下記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（ ）とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけるほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に（〔中央三井AM〕の〔外株イン〕の略号にて）掲載されております。

ただし、分配金再投資に関する契約（後記「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ６ 手続等の概要（１）申込（販売）手続等 その他 B.」をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、後記「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ７ 管理及び運営の概要 計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、お申込価額（ １ ）、お申込金額（ ２ ）、お申込口数等に応じて、2.1%（税抜（ ３ ）2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の翌営業日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

１：お申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

２：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

３：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に

ついて申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（ ））

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。

上記及びの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記

「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（7）【申込期間】

平成22年5月22日から平成23年5月20日までとします。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（4）分配方針 収益分配金の再投資等」に規定する収益分配金の再投資をする場合を除き、ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には、受益権の取得申込みを受付けないものとし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電話：03-5440-0190

受付時間：営業日の9時～17時

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

（9）【払込期日】

申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込金額を販売会社に支払うものとします。

継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

申込みを受付けた販売会社とします。（販売会社の詳細につきましては、上記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込証拠金

該当事項はありません。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受けており、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われます。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金限度額

上限：3,000億円

基本的性格

当ファンドは、委託会社である中央三井アセットマネジメント株式会社が投資家のために、利殖の目的をもって設定する証券投資信託で、中央三井アセット信託銀行株式会社がその受託会社となることを引受けたものです。

当ファンドは、委託者が受託者に投資信託財産の運用を指図する委託者指図型の追加型証券投資信託で、その商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する商品分類に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認いただけます。

< 単位型投信・追加型投信 >

- ・追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象資産 (収益の源泉) >

- ・株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 補足分類 >

- ・インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を除く) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信	日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ指数 (円ベース))
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))		中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(用語の定義について)

当ファンドが該当する属性区分に係る用語の定義は以下のとおりです。

なお、これ以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) にてご確認いただけます。

< 投資対象資産 >

- ・その他資産（投資信託証券）

...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

- ・株式 一般...大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

当ファンドでは株式、債券、不動産投信以外の資産である投資信託証券を主要投資対象とし、当該投資信託証券を通じて株式に投資します。

なお、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）が「株式」であるのに対して、属性区分表の投資対象資産では「その他資産（投資信託証券）」と異なる区分になっていますが、これは商品分類表では収益の源泉となる資産（実質基準）を記載するのに対して、属性区分表では組入れている資産

そのもの（形式基準）を記載することとなっているためです。

< 決算頻度 >

- ・年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

< 投資対象地域 >

- ・グローバル（日本を除く）
...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 投資形態 >

- ・ファミリーファンド
...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

< 為替ヘッジ >

- ・なし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

< インデックスファンドにおける対象インデックス >

- ・その他（MSCIコクサイ指数（円ベース））
...「その他」とは、日経225、TOPIX以外の指数をいいます。

なお、当ファンドの対象インデックスは「MSCIコクサイ指数（円ベース）」です。

MSCIコクサイ指数とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

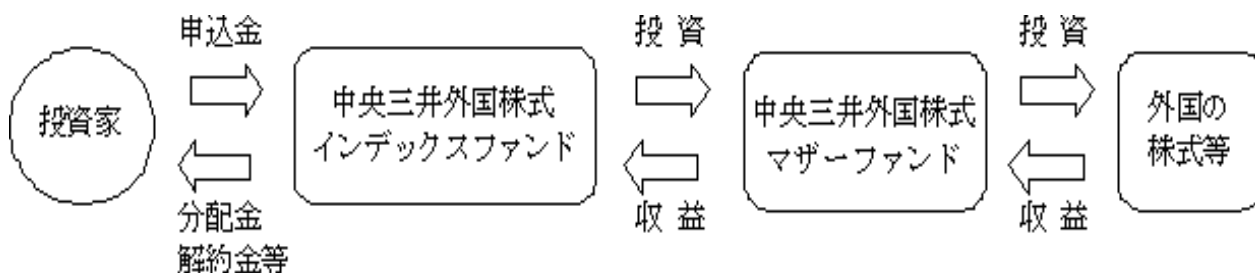
ファンドの特色

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行い、「MSCIコクサイ指数（円ベース）」と連動する投資成果を目標として運用を行います。

（２）【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式での運用

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド（中央三井外国株式インデックスファンド）とし、その資金をマザーファンド（中央三井外国株式マザーファンド）に投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



ファンドの関係法人

委託会社 中央三井アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

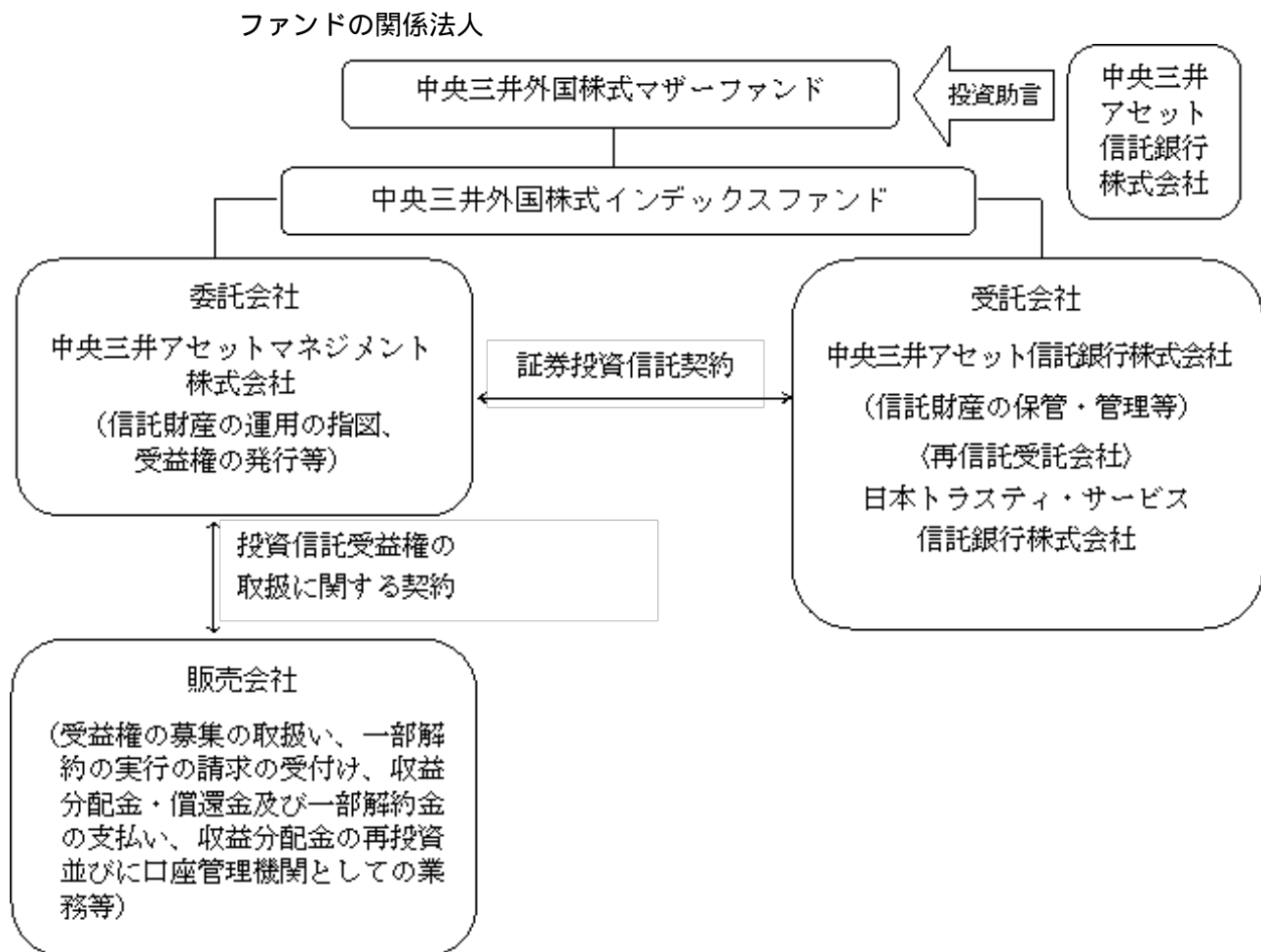
受託会社 中央三井アセット信託銀行株式会社

（再信託受託会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「証券投資信託契約」	運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、当該信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されています。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等に係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

A．資本金の額：3億円（平成22年5月21日現在）

B．委託会社の沿革

昭和61年9月：三信投資顧問株式会社（三井信託銀行グループの投資顧問会社）として設立

昭和62年9月：投資一任業務の認可取得

平成11年7月：中信投資顧問株式会社（中央信託銀行グループの投資顧問会社）と合併し「中央三井アセットマネジメント株式会社」に社名変更

平成12年3月：証券投資信託委託業務認可取得

平成19年9月：金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録

C．大株主の状況（平成22年5月21日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,050株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

当ファンドは、わが国を除く世界の主要国の株式等に投資する中央三井外国株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

投資態度

- A．株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B．株式の実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- C．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。
- D．運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E．資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- F．国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- G．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- H．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 1．有価証券
 - 2．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）J．、K．及びL．に定めるものに限りません。）
 - 3．金銭債権（上記1．、2．及び下記4．に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 4．約束手形（上記1．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B．次に掲げる特定資産以外の資産
 - 1．為替手形

運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として中央三井アセットマネジメント株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「中央三井外国株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券並びに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))及び新株予約権証券
12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1.から11.までの証券又は証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
14. 投資証券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券又は証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券又は証書並びに上記12.及び17.の証券又は証書のうち上記1.の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券並びに上記12.及び17.の証券又は証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.の証券及び上記14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

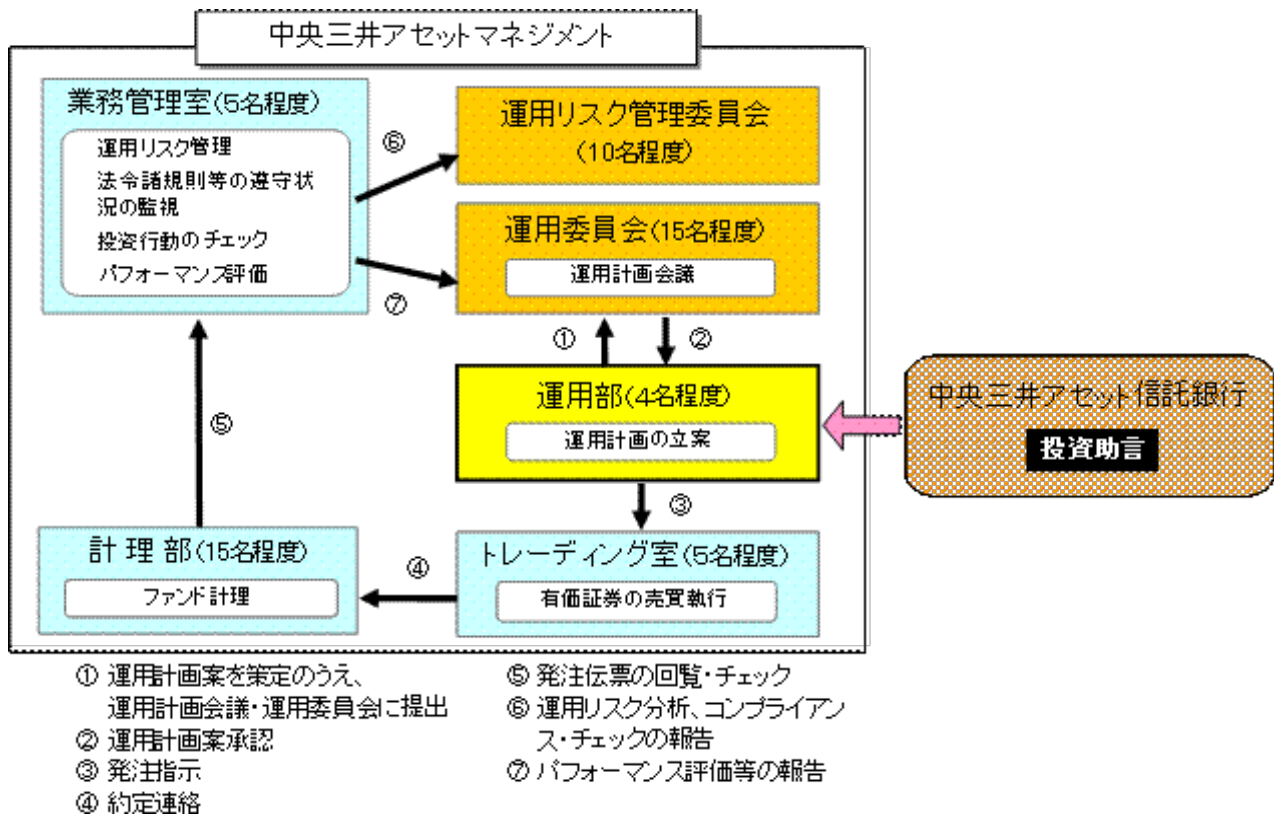
6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

B．金融商品による運用の特例

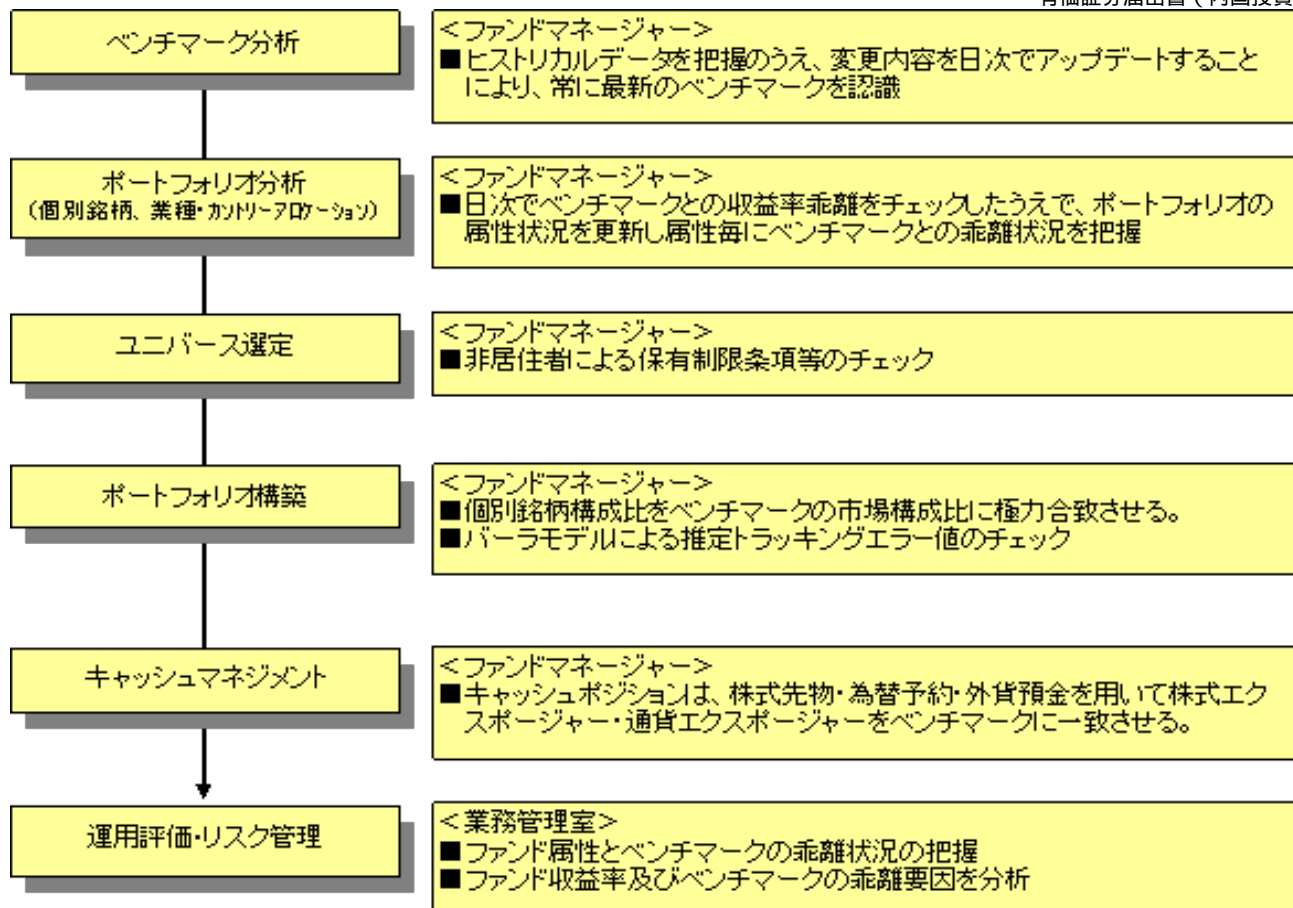
当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記A．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



具体的なポートフォリオ構築プロセスは、以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

委託会社のファンドの運用に関する社内規定として、運用財産に係る運用管理規程があり、委託会社がファンドの運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を定めています。また、ファンドの運用におけるリスク管理に関する基本的な事項を定めた社内規定として運用リスク管理規程があります。

委託会社は、ファンドの関係法人である再信託受託会社に対する管理・統制としては、モニタリングの一環として外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を入手し査閲するなど、“外部業務委託の適切性”に関する定期的確認を基本的枠組として運営しています。

(4) 【分配方針】

分配方針

年1回の毎決算時（決算日は2月21日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- A．分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- B．分配金額については、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- C．収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

分配収益の計算

- A．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費（後記「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」の記載をご参照ください。）、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ハ．収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- 二．「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、後記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に規定する申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- B．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- 収益分配金の再投資等
- 収益分配金は、自動的に当ファンドの受益権に再投資されます。
- A．分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間の末日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。
- B．販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（上記A．の収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、上記A．の収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されません。
- C．信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記A．及びB．の規定にかかわらず、毎計算期間の末日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から当該受益権に係る受益者に支払います。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

- A．外貨建資産への投資
委託会社は、外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- B．株式への投資
委託会社は、株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- C．新株引受権証券等への投資
委託会社は、新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- D．投資信託証券への投資
委託会社は、投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- E．同一銘柄の株式への投資
委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- F．同一銘柄の新株引受権証券等への投資
委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G．同一銘柄の転換社債等への投資

委託会社は、同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H．投資する株式等の範囲

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．上記イ．の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I．信用取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．上記イ．の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

J．先物取引等の運用指図

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

K．スワップ取引の運用指図

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価

するものとします。

- 二．委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- L．金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図
 - イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - 二．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- M．有価証券の貸付けの指図及び範囲
 - イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の
 - a．及びb．の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ロ．上記イ．a．及びb．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ハ．委託会社は、有価証券の貸付に当たって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- N．公社債の空売り
 - イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ．上記イ．の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- O．公社債の借入れ
 - イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図することができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ．上記イ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ．信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れの一部を返還するための指図をするものとします。
 - 二．上記イ．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- P．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
 - 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- Q．外国為替予約取引の指図
 - イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をするこ

とができます。

ロ．上記イ．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．上記ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

R．一部解約の請求及び有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求並びに有価証券の売却等の指図ができます。

S．再投資の指図

委託会社は、上記R．の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

T．資金の借入れ

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

U．受託会社による資金の立替え

イ．信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ．信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ．上記イ．及びロ．の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

関連法令に基づく投資制限

A．発生し得る危険に対応する額として算出した額が運用財産の純資産額を超える場合におけるデリバティブ取引に関する制限

（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとします。

B. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、次のイ. に掲げる数がロ. に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ. その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。ロ. において同じ。）の総数

ロ. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

（参考）マザーファンドの概要

「中央三井外国株式マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

M S C I コクサイ 指数に採用されている国の株式に投資を行い、同指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用に際しては、中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。

株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーの調整等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドは、マザーファンドを通じて主に外国の株式を投資対象としています。組入れた株式の株価や為替レートの変動等により基準価額が変動しますので、元本保証はなく、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。また、組入れた株式の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあり収益（投資利回り）は未確定です。

なお当ファンドは、MSCIコクサイ指数（円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますので、MSCIコクサイ指数（円ベース）の変動により当ファンドの基準価額も変動し、これにより損失が生ずることとなるおそれがあります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、経済情勢の変化等により株価が変動するリスクをいいます。一般に、企業業績、国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、株価が下落（上昇）した場合には基準価額の下落（上昇）要因となります。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に、投資している国の通貨（ ）が円に対して弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となり、強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となります。

米ドル、カナダドル、ユーロ、英ポンド、スイスフラン、スウェーデンクローナ、ノルウェークローネ、デンマーククローネ、オーストラリアドル、香港ドル、シンガポールドル、ニュージーランドドル（平成22年3月末現在・マザーファンドベース）

信用リスク

信用リスクとは、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等による影響を受けるリスクをいいます。一般に、このような事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、短期間に相当金額の解約申込みがあった場合等、当ファンドの保有資産を大量に売却せざるを得ない場合に、市況動向や取引量等の状況により基準価額が大きく変動するリスクをいいます。一般に、売却資産の市場における流動性が低いときには、期待する価格での取引ができないことや、取引に相応の時間を要することがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

その他のリスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、ベンチマーク（MSCIコクサイ指数（円ベース））と連動する投資成果を目標として運用を行います。当ファンドの基準価額騰落率とベンチマークの騰落率は必ずしも一致しません。

この主な要因としては、株式の売買コスト、信託報酬等の費用を負担すること等によるものです。また、当ファンドの基準価額騰落率とベンチマークの騰落率が連動することを保証するものでもありません。

(2) 当ファンドはファミリーファンド方式（前記「1 ファンドの性格（2）ファンドの仕組みファミリーファンド方式での運用」をご参照ください。）で運用を行います。そのため、当ファンドが

主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響が、当ファンドの基準価額の変動要因となる可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制

当ファンドの運用制限の遵守状況のチェック、リスク分析、パフォーマンス評価等については運用セクションから組織的に独立したセクションが行い、その分析結果を運用リスク管理委員会、運用委員会に報告する体制としております。

法令諸規則、約款等に定められた運用制限の遵守状況のチェック、リスクのモニタリングは、業務管理室が日々実施しております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用リスク管理委員会に報告する体制となっております。

パフォーマンス評価等は、業務管理室において行っております。問題が生じた場合は、運用担当者に連絡され速やかに是正を図るとともに、定例的に開催される運用委員会に報告する体制となっております。

(4) 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、お申込価額（ 1 ）、お申込金額（ 2 ）、お申込口数等に応じて、2.1%（税抜（ 3 ）2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の翌営業日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

なお、マザーファンドにおいては、申込手数料はかかりません。

1：お申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。

2：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。

3：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます（以下同じ。）。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（ ））

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、以下の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電 話：03 - 5440 - 0190

受付時間：営業日の9時～17時

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありませんが、下記 の信託財産留保額が控除されます。

一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

受益者の手取額は、当該解約価額から下記「（5）課税上の取扱い」「 個人の受益者に対する課税」もしくは「 法人の受益者に対する課税」に記載の税額を差引いた金額となります。

なお、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券を一部解約する場合には、下表のA欄の金額にB欄の率を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

マザーファンド名	A 欄	B 欄
中央三井外国株式マザーファンド	一部解約を行う日の前営業日の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を受益権総口数で除した金額	0.2%

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率10,000分の84（税抜 10,000分の80）の率を乗じて得た額とします。その配分は、委託会社10,000分の39.9（税抜 10,000分の38）、受託会社10,000分の7.35（税抜 10,000分の7）及び販売会社10,000分の36.75（税抜 10,000分の35）です。

なお、マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（4）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、信託財産から収受する信託報酬中より委託会社が支弁します。

なお、マザーファンドにおいては、監査報酬はかかりません。

借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引に要する費用等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

（5）【課税上の取扱い】

個別元本について

- A．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。
- B．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- C．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- D．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

一部解約時及び償還時の課税について

一部解約時及び償還時の譲渡益（個人の場合）又は個別元本超過額（法人の場合）が課税対象となります。詳しくは下記 又は をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- A．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- B．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人の受益者に対する課税

- A．収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- B．一部解約時及び償還時の譲渡益が譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、平成21年から平成23年までにおいては10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年以降は20%（所得税15%及び地方税5%）となります。
- C．一部解約時及び償還時の損失の金額については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することが可能となります。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損との通算が可能となります。

詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率（ ）による源泉徴収が行われます。

平成24年1月1日以降は、上記の7%（所得税のみ）の税率は15%（所得税のみ）となります。

税法が改正された場合などは、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の記載事項は、平成22年3月31日現在の状況について記載してあります。

(1)【投資状況】

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託 受益証券	中央三井外国株式マザーファンド	日本	4,612,493,646	100.08
	親投資信託受益証券合計		4,612,493,646	100.08
その他の資産(負債控除後)			3,747,198	0.08
合計(純資産総額)			4,608,746,448	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況は次のとおりです。

(中央三井外国株式マザーファンド)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	158,687,612,398	51.26
	イギリス	31,377,012,701	10.14
	カナダ	16,397,265,524	5.30
	フランス	15,056,546,457	4.86
	スイス	13,512,625,358	4.36
	その他	63,654,361,675	20.56
	小計	298,685,424,113	96.48
投資信託受益証券	シンガポール	77,328,195	0.02
投資証券	アメリカ	2,228,014,210	0.72
	オーストラリア	770,643,515	0.25
	その他	1,550,197,291	0.50
	小計	4,548,855,016	1.47
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6,268,640,104	2.02
合計(純資産総額)		309,580,247,428	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

種類	銘柄	口数	簿価(円)		評価額(円)		投資 比率 (%)
			単価	金額	単価	金額	
親投資信託 受益証券	中央三井外国株式 マザーファンド	4,545,224,326	0.9480	4,309,224,329	1.0148	4,612,493,646	100.08

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドが主要投資対象としている親投資信託の状況

(中央三井外国株式マザーファンド)

投資有価証券の主要銘柄

A. 主要銘柄の明細

順位	国/地域	銘柄名	業種	株数	簿価(円)		評価額(円)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	アメリカ	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	770,276	6,028.99	4,643,987,841	6,238.33	4,805,237,419	1.55
2	アメリカ	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	1,296,491	2,606.98	3,379,927,144	2,769.80	3,591,021,808	1.16
3	アメリカ	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	146,200	18,169.78	2,656,422,069	21,941.62	3,207,865,311	1.04
4	アメリカ	GENERAL ELECTRIC	資本財	1,727,445	1,469.10	2,537,792,213	1,702.63	2,941,203,135	0.95
5	アメリカ	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	474,015	5,703.35	2,703,474,398	5,922.92	2,807,555,957	0.91
6	アメリカ	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	447,670	5,828.02	2,609,032,220	6,038.29	2,703,163,970	0.87
7	イギリス	BP PLC	エネルギー	3,043,904	786.23	2,393,239,080	876.09	2,666,752,118	0.86
8	アメリカ	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	1,613,500	1,413.27	2,280,323,407	1,652.39	2,666,131,910	0.86
9	イギリス	HSBC HLDGS PLC	銀行	2,824,095	909.79	2,569,339,038	940.67	2,656,569,684	0.86
10	アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	639,387	3,563.43	2,278,412,096	4,147.72	2,652,000,293	0.86
11	スイス	NESTLE SA-REGISTERD	食品・飲料・タバコ	562,553	4,220.47	2,374,238,903	4,713.65	2,651,683,573	0.86
12	アメリカ	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	213,178	11,492.30	2,449,905,699	11,980.76	2,554,034,625	0.82
13	アメリカ	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	933,313	2,205.04	2,057,999,964	2,479.51	2,314,164,516	0.75
14	アメリカ	AT&T INC	電気通信サービス	957,452	2,348.32	2,248,412,872	2,414.38	2,311,660,619	0.75
15	アメリカ	CHEVRON CORP	エネルギー	325,542	6,622.58	2,155,930,282	7,005.91	2,280,718,604	0.74
16	アメリカ	WELLS FARGO & COMPANY	銀行	788,020	2,551.15	2,010,362,581	2,869.35	2,261,108,023	0.73
17	アメリカ	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,309,172	1,670.99	2,187,624,317	1,605.87	2,102,360,563	0.68
18	アメリカ	GOOGLE INC-CLASS A	ソフトウェア・サービス	39,500	49,431.22	1,952,533,253	52,725.76	2,082,667,836	0.67
19	オーストラリア	BHP BILLITON LTD	素材	544,477	3,372.82	1,836,425,093	3,787.28	2,062,089,466	0.67
20	アメリカ	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	375,526	4,972.98	1,867,486,291	5,201.86	1,953,436,081	0.63
21	アメリカ	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	384,700	4,402.65	1,693,700,532	4,955.31	1,906,307,910	0.62
22	アメリカ	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	895,965	1,811.48	1,623,030,562	2,079.44	1,863,109,043	0.60
23	フランス	TOTAL SA	エネルギー	342,692	5,013.03	1,717,928,566	5,356.56	1,835,653,549	0.59
24	イギリス	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	8,533,717	195.15	1,665,406,074	213.68	1,823,559,744	0.59
25	アメリカ	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	495,619	3,417.35	1,693,708,149	3,503.88	1,736,592,673	0.56
26	アメリカ	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	338,434	4,939.49	1,671,692,577	5,105.10	1,727,741,037	0.56
27	スイス	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	342,334	4,988.62	1,707,775,437	4,975.52	1,703,293,087	0.55
28	スイス	ROCHE HLDGS AG GENUSSCHINE	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	113,981	14,821.84	1,689,408,373	14,917.86	1,700,352,714	0.55
29	スペイン	BANCO SANTANDER SA	銀行	1,335,010	1,153.01	1,539,282,016	1,244.32	1,661,190,483	0.54
30	アメリカ	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	264,121	5,534.01	1,461,650,685	6,212.28	1,640,793,817	0.53
合計						65,656,451,732		70,870,019,568	22.89

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 種類は全て株式です。

B. 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

株式	エネルギー	11.08
	素材	7.20
	資本財	7.35
	商業・専門サービス	0.68
	運輸	1.69
	自動車・自動車部品	0.96
	耐久消費財・アパレル	1.10
	消費者サービス	1.39
	メディア	2.38
	小売	2.54
	食品・生活必需品小売り	2.60
	食品・飲料・タバコ	6.04
	家庭用品・パーソナル用品	1.82
	ヘルスケア機器・サービス	2.78
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.33
	銀行	8.97
	各種金融	5.82
	保険	4.28
	不動産	0.74
	ソフトウェア・サービス	4.57
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.45
	電気通信サービス	4.09
	公益事業	4.08
	半導体・半導体製造装置	1.57
小計	96.48	
投資信託受益証券	0.02	
投資証券	1.47	
合計	97.98	

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

取引名	国/地域	資産名	種類	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	アメリカ	S&P 500 FUTU	買建	148	3,999,116,548	4,025,636,112	1.30
	ドイツ	DJ EURO STOXX	買建	329	1,176,464,143	1,179,943,102	0.38
	イギリス	FTSE 100 IDX	買建	99	782,418,487	782,269,488	0.25

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算
値段又は最終相場で評価しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		1万口当たりの基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第1期計算期間（平成14年2月21日現在）	2,376,820,543	2,376,820,543	9,752	9,752
第2期計算期間（平成15年2月21日現在）	1,728,108,623	1,728,108,623	6,874	6,874
第3期計算期間（平成16年2月23日現在）	177,023,558	177,023,558	9,024	9,024
第4期計算期間（平成17年2月21日現在）	577,528,389	577,528,389	9,617	9,617
第5期計算期間（平成18年2月21日現在）	1,570,928,053	1,574,595,337	11,964	11,992
第6期計算期間（平成19年2月21日現在）	2,938,600,228	2,942,352,041	14,584	14,603
第7期計算期間（平成20年2月21日現在）	4,268,911,023	4,268,911,023	12,639	12,639
第8期計算期間（平成21年2月23日現在）	2,452,502,785	2,452,502,785	5,844	5,844
第9期計算期間（平成22年2月22日現在）	4,344,714,170	4,344,714,170	8,757	8,757
平成21年3月末日	2,744,347,668		6,308	
平成21年4月末日	3,150,152,371		7,104	
平成21年5月末日	3,414,286,580		7,555	
平成21年6月末日	3,521,187,684		7,654	
平成21年7月末日	3,837,774,101		8,179	
平成21年8月末日	3,963,175,670		8,361	
平成21年9月末日	4,057,458,994		8,466	
平成21年10月末日	4,177,163,871		8,626	
平成21年11月末日	4,065,418,612		8,365	
平成21年12月末日	4,412,845,361		9,075	
平成22年1月末日	4,139,840,610		8,418	
平成22年2月末日	4,167,325,132		8,398	
平成22年3月末日	4,608,746,448		9,357	

【分配の推移】

	1万口当たりの収益分配金
第1期計算期間	0円
第2期計算期間	0円
第3期計算期間	0円
第4期計算期間	0円
第5期計算期間	30円
第6期計算期間	20円
第7期計算期間	0円
第8期計算期間	0円
第9期計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率
第1期計算期間	2.48%
第2期計算期間	29.51%
第3期計算期間	31.28%
第4期計算期間	6.57%
第5期計算期間	24.70%
第6期計算期間	22.06%
第7期計算期間	13.34%
第8期計算期間	53.76%
第9期計算期間	49.85%

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数とします。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定日(平成13年2月22日)の基準価額を使用しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込に係る手続きの概要は以下のとおりです。

項目	内容
申込手続き	<p>A．申込みの受付け 申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。</p> <p>B．申込単位 販売会社が定める単位とします。 （ただし収益分配金を再投資する場合は1口単位） 詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。 販売会社の詳細につきましては、前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載の照会先にお問い合わせください。</p>
申込時限と当該申込に適用される価額	<p>A．申込時限 申込取扱期間中の営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。</p> <p>B．当該申込に適用される価額 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載する手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 （注）分配金再投資に関する契約（下記 B．をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「7 管理及び運営の概要 計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p>
申込に係る制限	<p>分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には、受益権の取得申込みを受付けないものとし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付けを中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。</p>
申込の際に負担するコストの有無	<p>前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載する手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額をご負担いただきます。</p>
特定の条件の場合に投資家に課される申込に係る制限	<p>該当事項はありません。</p>

その他	<p>A．受益権の取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は有価証券取引に係る「総合取引約款」その他の約款（以下「総合約款」といいます。）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出していただきます。</p> <p>B．当ファンドは、収益分配がなされた場合、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資がなされる「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このため受益権の取得申込者は、申込みの際に販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「自動けいぞく約款」といいます。）に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。</p> <p>C．取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p>
-----	--

（２）換金（解約）手続等

一部解約の実行の請求に係る手続きの概要は以下のとおりです。

項目	内容
一部解約手続き	<p>A．受付時期等 毎営業日受け付けいたします。</p> <p>B．解約単位 1口単位</p> <p>C．受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、</p>

<p>解約受付時限と当該一部解約に適用される価額</p>	<p>A．解約受付時限 営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。</p> <p>B．当該一部解約に適用される価額 一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。 解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社のホームページ（http://www.cmam.co.jp/）に掲載しております。 販売会社の詳細につきましては、前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載の照会先にお問い合わせください。</p>
<p>一部解約に係る制限</p>	<p>A．ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</p> <p>B．委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。</p>
<p>一部解約の際に負担するコストの有無</p>	<p>一部解約手数料はありませんが、上記 B．に記載する信託財産留保額が控除されます。</p>
<p>特定の条件の場合に投資家に課される一部解約に係る制限</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>その他</p>	<p>A．委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>B．上記 B．により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 B．の規定に準じて計算された価額とします。</p> <p>C．一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払います。</p> <p>D．一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。</p>

7【管理及び運営の概要】

項目	内容
当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法	A．親投資信託受益証券（中央三井外国株式マザーファンド） 計算日の基準価額で評価します。 B．外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。） 原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。 外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
保管	該当事項はありません。
信託期間	A．当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成13年2月22日）から無期限とします。 B．委託会社は、下記の事項に該当することとなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
計算期間	A．当ファンドの計算期間は、毎年2月22日から翌年2月21日までとすることを原則とします。 B．上記A．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

<p>繰上げ償還に係る条件並びに手続き</p>	<p>A．委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合</p> <p>イ．委託会社は、次のいずれかの事由に該当する場合、受託会社と合意のうえ、下記ロ．の所定の手続きを経て当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>a．信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回るようになった場合</p> <p>b．信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</p> <p>c．やむを得ない事情が発生したとき</p> <p>ロ．所定の手続き</p> <p>a．委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>b．上記a．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>c．上記b．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ．の信託契約の解約をしません。</p> <p>d．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>e．上記b．からd．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b．の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。</p> <p>B．委託会社は、次のいずれかの事由に該当する場合、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。</p> <p>イ．監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき</p> <p>ロ．監督官庁より投資信託委託会社の登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したとき</p> <p>ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記B．八．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。</p> <p>ハ．受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、において委託会社が新受託会社を選任できないとき</p>
-------------------------	---

約款の変更に係る条件並びに手続き	<p>A．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。</p> <p>B．委託会社は、上記A．の変更事項のうち、その内容が重大なものについては以下の手続きにより行います。</p> <p>イ．あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> <p>ロ．上記イ．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。</p> <p>ハ．上記ロ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。</p> <p>ニ．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p>
反対者の買取り請求権	<p>信託契約の解約又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</p>
公告	<p>委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</p>
運用報告書	<p>委託会社は、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知られたる受益者に対して交付します。</p>

第2【財務ハイライト情報】

(1) 当ファンドの財務ハイライト情報は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載している「(1) 貸借対照表」、「(2) 損益及び剰余金計算書」及び「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の5の規定により注記される事項を抜粋して記載しております。

なお、財務ハイライト情報に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年2月22日から平成21年2月23日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第9期計算期間（平成21年2月24日から平成22年2月22日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

その監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」の該当箇所に添付しております。

中央三井外国株式インデックスファンド
1【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成21年2月23日現在)	第9期 (平成22年2月22日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,465,548,352	4,362,314,908
未収入金	2,535,867	487,045
流動資産合計	2,468,084,219	4,362,801,953
資産合計	2,468,084,219	4,362,801,953
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,535,867	487,045
未払受託者報酬	1,141,493	1,540,072
未払委託者報酬	11,904,074	16,060,666
流動負債合計	15,581,434	18,087,783
負債合計	15,581,434	18,087,783
純資産の部		
元本等		
元本	4,196,544,149	4,961,442,666
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,744,041,364	616,728,496
純資産合計	2,452,502,785	4,344,714,170
負債純資産合計	2,468,084,219	4,362,801,953

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8期 (自平成20年2月22日 至平成21年2月23日)	第9期 (自平成21年2月24日 至平成22年2月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,556,980,755	1,349,396,145
営業収益合計	2,556,980,755	1,349,396,145
営業費用		
受託者報酬	2,747,242	2,729,080
委託者報酬	28,649,697	28,460,249
営業費用合計	31,396,939	31,189,329
営業利益又は営業損失()	2,588,377,694	1,318,206,816
経常利益又は経常損失()	2,588,377,694	1,318,206,816
当期純利益又は当期純損失()	2,588,377,694	1,318,206,816
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	141,882,614	91,417,307
期首剰余金又は期首欠損金()	891,253,659	1,744,041,364
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	181,408,336
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	181,408,336
剰余金減少額又は欠損金増加額	188,799,943	280,884,977
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	166,597,566	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,202,377	280,884,977
期末剰余金又は期末欠損金()	1,744,041,364	616,728,496

[次へ](#)

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	第 8 期 自 平成20年 2 月22日 至 平成21年 2 月23日	第 9 期 自 平成21年 2 月24日 至 平成22年 2 月22日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、基準価額で評価してありま す。	親投資信託受益証券 同左
2．その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 2 月22日から翌年 2 月21日までとなっておりますが、 当計算期間末日が休業日のため、 第 8 期計算期間は平成20年 2 月 22日から平成21年 2 月23日まで となっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 2 月22日から翌年 2 月21日までとなっておりますが、 前計算期間末日及び当計算期間 末日が休業日のため、第 9 期計算 期間は平成21年 2 月24日から平 成22年 2 月22日までとなっております。

[次へ](#)

< 参考 >

「中央三井外国株式インデックスファンド」は、「中央三井外国株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成22年2月22日現在（以下、「計算日」といいます。）の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「中央三井外国株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	平成22年2月22日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	5,835,886,866
コール・ローン	1,868,577,993
株式	286,845,998,006
投資信託受益証券	72,419,349
投資証券	4,195,523,884
派生商品評価勘定	106,816,703
未収入金	18,470,823
未収配当金	507,900,187
未収利息	4,890
差入委託証拠金	1,431,275,453
流動資産合計	300,882,874,154
資産合計	300,882,874,154
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	39,950,312
未払解約金	105,172,852
流動負債合計	145,123,164
負債合計	145,123,164
純資産の部	
元本等	
元本	316,890,748,574
剰余金	
欠損金	16,152,997,584
純資産合計	300,737,750,990
負債・純資産合計	300,882,874,154

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成22年2月22日現在
--	--------------

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。</p>
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>（１）株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>（２）為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4．収益及び費用の計上基準	<p>（１）受取配当金 原則として、株式、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>（２）派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
5．その他	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限

該当事項はありません。

(4) 振替受益権に関する記載

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けています。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

受益権の譲渡

A. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

B. 上記A.の申請のある場合には、上記A.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記A.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

C. 上記A.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

「第三部 ファンドの詳細情報」に記載すべき事項の項目名は以下のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - （1）貸借対照表
 - （2）損益及び剰余金計算書
 - （3）注記表
 - （4）附属明細表
- 2 ファンドの現況
純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年2月22日 信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

なお、当ファンドの主要投資対象である「中央三井外国株式マザーファンド」は、平成13年2月22日に設定され、運用が開始されています。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込みの受け付け

申込期間中において、毎営業日お申込みいただけます。

（注）お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、分配金再投資に関する契約（下記（5））をご参照ください。）に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には、受益権の取得の申込みを受付けないものとし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取消することができます。

（2）募集取扱いの単位

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記

「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（3）販売価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、下記（4）に記載する申込手数料及び当該手数料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した額とします。

（注）分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の販売価額は、原則として、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（4）計算期間」に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（4）申込の際に負担するコストの有無

申込手数料及び当該手数料に係る消費税等相当額をご負担いただきます。

申込手数料は、お申込価額（1）、お申込金額（2）、お申込口数等に応じて、2.1%（税抜（3）2.0%）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を「お申込受付日の翌営業日の基準価額×取得口数」に乗じて得た額とします。

1：お申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。)

2：お申込価額に申込手数料及び申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加えた総額をいいます（以下同じ。）。)

3：「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

償還乗換えにより当ファンドの受益権をお求めいただく場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について申込手数料を優遇することがあります。（「償還乗換優遇制度」（ ））

「償還乗換優遇制度」とは、取得申込日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託及び延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投

資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金及び一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合に申込手数料を優遇する制度のことをいいます。なお、この際に、償還金の支払いを受けたことを証する書類をご提示いただくことがあります。

申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額はお申込金額の中から差引きます。

上記及びの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、後記「2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5) その他

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。このため販売会社は総合約款を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出していただきます。

当ファンドは、収益分配がなされた場合、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資がなされる「自動けいぞく投資」専用ファンドです。このため受益権の取得申込者は、申込みの際に販売会社との間で、自動けいぞく約款に従い分配金から税金を差引いた後に自動的に無手数料で再投資される、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

受益権取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

(注) 一部解約の実行の請求の受け付けは、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎての受け付けは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ただし、ニューヨーク証券取引所又はロンドン証券取引所が休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、

(2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

なお、一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

(4) 一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出され、日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ

(<http://www.cmam.co.jp/>)に掲載しております。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差引いた金額となります。

販売会社の詳細につきましては、以下の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

中央三井アセットマネジメント株式会社

・お問い合わせ窓口

電話：03 - 5440 - 0190

受付時間：営業日の9時～17時

・ホームページ アドレス：<http://www.cmam.co.jp/>

- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記(1)による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- (6) 上記(5)により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。
- (8) 解約に係る手数料については、徴収しません。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、日々の基準価額は、販売会社へお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします（販売会社の詳細につきましては、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」に記載の照会先までお問い合わせください。）。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.cmam.co.jp/>）でご覧いただけるほか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に（〔中央三井AM〕の〔外株イン〕の略号にて）掲載されております。

当ファンドの主たる投資対象としている資産及び基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

A．親投資信託受益証券（中央三井外国株式マザーファンド）

計算日の基準価額で評価します。

B．外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成13年2月22日）から無期限とします。ただし、委託会社は、下記（5）の事項に該当することとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月22日から翌年2月21日までとすることを原則とします。

上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は前記（3）に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

この信託契約を解約し信託を終了させる場合は下記のとおりです。

A．委託会社の所定の手続きを経て信託を終了させる場合

イ．受益権の口数が5億口を下回った場合

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合は、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．受益者に有利な場合又はやむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約

し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

八．所定の手続き

- a．委託会社は、上記イ．及びロ．の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- b．上記 a．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- c．上記 b．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ．及びロ．の信託契約の解約をしません。
- d．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e．上記 b．から d．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 b．の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

B．監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記 の規定に従います。

C．委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．上記イ．の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、下記 D．に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

D．受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記 の規定に従い、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- A．委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- B．委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- A．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- B．委託会社は、上記 A．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- C．上記 B．の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を

述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- D．上記C．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記A．の信託約款の変更をしません。
- E．委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取り請求権

信託契約の解約又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を經由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託財産の管理

A．保管業務の委任

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

B．有価証券の保管

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

C．混蔵寄託

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下C．において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

D．信託財産の登記等及び記載等の留保等

- イ．信託の登記又は登録をすることができる信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ロ．上記イ．のただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ハ．信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ニ．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成のうえ、販売会社を通じて、知られたる受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き、変更した場合の開示方法

- A．委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は、有効期間満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。
- B．上記A．の契約を変更した場合には、有価証券報告書等においてその内容を開示します。

信託事務処理の再委託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書

類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間の末日の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、毎計算期間の末日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から当該受益権に係る受益者に支払います。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日（償還日）後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までの日）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対する支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(4) 投資信託約款等重要事項変更時の反対者の買取り請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取り請求権」をご参照ください。

(5) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

ただし、第8期計算期間（平成20年2月22日から平成21年2月23日まで）については改正前の「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年2月22日から平成21年2月23日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第9期計算期間（平成21年2月24日から平成22年2月22日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【財務諸表】

中央三井外国株式インデックスファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成21年2月23日現在)	第9期 (平成22年2月22日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,465,548,352	4,362,314,908
未収入金	2,535,867	487,045
流動資産合計	2,468,084,219	4,362,801,953
資産合計	2,468,084,219	4,362,801,953
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,535,867	487,045
未払受託者報酬	1,141,493	1,540,072
未払委託者報酬	11,904,074	16,060,666
流動負債合計	15,581,434	18,087,783
負債合計	15,581,434	18,087,783
純資産の部		
元本等		
元本	4,196,544,149	4,961,442,666
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,744,041,364	616,728,496
純資産合計	2,452,502,785	4,344,714,170
負債純資産合計	2,468,084,219	4,362,801,953

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 8 期 (自 平成20年 2月22日 至 平成21年 2月23日)	第 9 期 (自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日)
営業収益		
有価証券売買等損益	2,556,980,755	1,349,396,145
営業収益合計	2,556,980,755	1,349,396,145
営業費用		
受託者報酬	2,747,242	2,729,080
委託者報酬	28,649,697	28,460,249
営業費用合計	31,396,939	31,189,329
営業利益又は営業損失（ ）	2,588,377,694	1,318,206,816
経常利益又は経常損失（ ）	2,588,377,694	1,318,206,816
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,588,377,694	1,318,206,816
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	141,882,614	91,417,307
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	891,253,659	1,744,041,364
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	181,408,336
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	181,408,336
剰余金減少額又は欠損金増加額	188,799,943	280,884,977
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	166,597,566	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,202,377	280,884,977
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,744,041,364	616,728,496

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 8 期 自 平成20年 2月22日 至 平成21年 2月23日	第 9 期 自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、基準価額で評価してありま す。	親投資信託受益証券 同左
2. その他	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 2月22日から翌年 2 月21日までとなっておりますが、 当計算期間末日が休業日のため、 第 8 期計算期間は平成20年 2月 22日から平成21年 2月23日ま でとなっております。	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は、原則 として、毎年 2月22日から翌年 2 月21日までとなっておりますが、 前計算期間末日及び当計算期間 末日が休業日のため、第 9 期計算 期間は平成21年 2月24日から平 成22年 2月22日までとなってお ります。

(貸借対照表に関する注記)

	第 8 期 (平成21年 2月23日現在)	第 9 期 (平成22年 2月22日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	4,196,544,149 口	4,961,442,666 口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,744,041,364 円	元本の欠損 616,728,496 円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5844 円 (5,844 円)	0.8757 円 (8,757 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

1. 分配金の計算過程

		第 8 期 自 平成20年 2月22日 至 平成21年 2月23日	第 9 期 自 平成21年 2月24日 至 平成22年 2月22日
費用控除後の配当等収益額	A	77,127,693 円 (108,524,632 円)	90,869,418 円 (93,180,547 円)
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	円
収益調整金額	C	1,861,143,465 円	2,252,868,555 円

分配準備積立金額	D	105,378,159 円	165,580,046 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,043,649,317 円	2,509,318,019 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,196,544,149 口	4,961,442,666 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,869.83 円	5,057.63 円
10,000口当たり分配金額	H	円	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	円

(注) ()内は、親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額で、内書であります。

	第 8 期 自 平成20年 2 月22日 至 平成21年 2 月23日	第 9 期 自 平成21年 2 月24日 至 平成22年 2 月22日
2. 剰余金増加額・減少額及び 欠損金減少額・増加額	「当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ剰余金増加額との純額を表示しております。	「当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」は、それぞれ欠損金増加額と減少額との純額を表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 8 期 自 平成20年 2 月22日 至 平成21年 2 月23日	第 9 期 自 平成21年 2 月24日 至 平成22年 2 月22日
該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第 8 期 自 平成20年 2 月22日 至 平成21年 2 月23日	第 9 期 自 平成21年 2 月24日 至 平成22年 2 月22日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1. 本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第 8 期 自 平成20年 2 月22日 至 平成21年 2 月23日	第 9 期 自 平成21年 2 月24日 至 平成22年 2 月22日
期首元本額	3,377,657,364 円	4,196,544,149 円
期中追加設定元本額	1,494,090,471 円	1,224,686,205 円
期中一部解約元本額	675,203,686 円	459,787,688 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第 8 期 (平成21年 2 月23日現在)	第 9 期 (平成22年 2 月22日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間（自平成20年2月22日至平成21年2月23日）の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間（自平成21年2月24日至平成22年2月22日）の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	2,465,548,352	2,379,557,747	4,362,314,908	1,294,732,806
合計	2,465,548,352	2,379,557,747	4,362,314,908	1,294,732,806

3. デリバティブ取引関係

第8期（自平成20年2月22日至平成21年2月23日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第9期（自平成21年2月24日至平成22年2月22日）

当ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	中央三井外国株式マザーファンド	4,596,749,113	4,362,314,908	
合計		4,596,749,113	4,362,314,908	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 参考 >

「中央三井外国株式インデックスファンド」は、「中央三井外国株式マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成22年2月22日現在（以下、「計算日」といいます。）の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

「中央三井外国株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	平成22年2月22日現在 金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	5,835,886,866
コール・ローン	1,868,577,993
株式	286,845,998,006
投資信託受益証券	72,419,349
投資証券	4,195,523,884
派生商品評価勘定	106,816,703
未収入金	18,470,823
未収配当金	507,900,187
未収利息	4,890
差入委託証拠金	1,431,275,453
流動資産合計	300,882,874,154
資産合計	300,882,874,154
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	39,950,312
未払解約金	105,172,852
流動負債合計	145,123,164
負債合計	145,123,164
純資産の部	
元本等	
元本	316,890,748,574
剰余金	
欠損金	16,152,997,584
純資産合計	300,737,750,990
負債・純資産合計	300,882,874,154

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成22年2月22日現在
--	--------------

1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価で評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4．収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 原則として、株式、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
5．その他	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成22年2月22日現在	
1．計算日における受益権総数	316,890,748,574 口
2．「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	<p>元本の欠損</p> <p>16,152,997,584 円</p>

3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9490 円 (9,490 円)
------------------------------	------------------------

(関連当事者との取引に関する注記)

平成22年2月22日現在
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

平成22年2月22日現在
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の変動

平成22年2月22日現在	
計算期間の期首元本額	365,446,726,117 円
計算期間中の追加設定元本額	42,543,881,252 円
計算期間中の一部解約元本額	91,099,858,795 円
計算日の元本額	316,890,748,574 円
計算日の元本額の内訳	
中央三井外国株式インデックスファンド	4,596,749,113 円
中央三井DC外国株式インデックスファンド	2,538,465,422 円
中央三井DC外国株式インデックスファンドL	14,130,757,221 円
中央三井DCバランスファンド30	82,025,626 円
中央三井DCバランスファンド50	281,847,331 円
中央三井DCバランスファンド70	197,623,472 円
ベスタ・世界6資産ファンド(毎月決算型)	364,543,485 円
ベスタ・世界6資産ファンド(1年決算型)	213,026,679 円
新生・4分散ファンド	236,980,056 円
ジョインベスト・グローバル・バランス・ファンド	575,205,418 円
4資産インデックスバランスオープン(分配型)	112,990,820 円
4資産インデックスバランスオープン(成長型)	287,949,600 円
中央三井外国株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	26,202,013,534 円
中央三井バランスVA30(適格機関投資家専用)	6,999,969,148 円
中央三井バランスVA50(適格機関投資家専用)	51,637,244,687 円
中央三井VAバランスファンド(株25/100)(適格機関投資家専用)	37,773,635,379 円
中央三井VAバランスファンド(株50/100)(適格機関投資家専用)	5,743,869,776 円
中央三井VAバランス株式30(適格機関投資家専用)	432,846,009 円
為替ヘッジ付外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	3,373,075,117 円
中央三井VAバランスファンド(株60/100)(適格機関投資家専用)	35,633,156,813 円
中央三井バランスVA25(適格機関投資家専用)	4,228,836,130 円
中央三井バランスVA37.5(適格機関投資家専用)	2,260,437,133 円
中央三井バランスVA50L(適格機関投資家専用)	39,156,264,425 円
中央三井バランスVA75(適格機関投資家専用)	2,780,790,068 円
中央三井VLL株式30(適格機関投資家専用)	5,861,864 円
中央三井VLL株式50(適格機関投資家専用)	12,245,798 円
中央三井VAバランスファンド(株40/100)(適格機関投資家専用)	52,545,009,748 円
中央三井VAポートフォリオ40(適格機関投資家専用)	6,821,048,190 円
中央三井VAポートフォリオ20(適格機関投資家専用)	231,756,615 円

中央三井バランスV A 4 0 (適格機関投資家専用)	3,312,643,113 円
中央三井V Aバランス株式4 0 (適格機関投資家専用)	2,518,558,704 円
中央三井V Aバランスファンド2 (株4 0 / 1 0 0) (適格機関投資家専用)	1,129,943,020 円
C M A M 私募外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	2,119,255,411 円
C M A M ・ V A バランス5 0 - 5 0 (適格機関投資家専用)	2,707,426,625 円
中央三井バランスV A 2 0 (適格機関投資家専用)	1,777,547,256 円
中央三井V A ファンド2 5 (適格機関投資家専用)	2,956,385,887 円
中央三井バランスV A 2 0 L (適格機関投資家専用)	117,774,280 円
中央三井バランスV A 2 5 L (適格機関投資家専用)	794,989,601 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

平成22年2月22日現在		
種類	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	286,845,998,006	12,367,792,355
投資信託受益証券	72,419,349	1,268,863
投資証券	4,195,523,884	88,083,934
合計	291,113,941,239	12,457,145,152

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、「中央三井外国株式マザーファンド」の期首から計算日まで
の期間(平成22年2月9日から平成22年2月22日まで)に対応するものです。

3. デリバティブ取引関係

. 取引の状況に関する事項

平成22年2月22日現在	
1. 取引の内容	当ファンドの利用している取引は、株式関連では株価指数先物取引であり、また通貨関連では為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針	株価指数先物取引は、ファンド運用の効率化を図ること及び将来の価格変動リスクの回避を目的としており、為替予約取引は、運用の効率化を図るため、将来の為替変動リスクの回避目的に限定せずに利用する場合もあります。ただし、いずれのデリバティブ取引においても、投機目的の取引は行わない方針であります。
3. 取引の利用目的	株価指数先物取引は、ファンド資金の流出入等に伴う組入比率やキャッシュ・ポジションの調整、キャッシュ運用の効率化、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場合の代替など、ファンドの効率的な運用に資することを目的に利用し、為替予約取引は、原則としてファンド運用の効率化を図るために利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。 また、為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

5．取引に係るリスク管理体制

組織的な管理体制により、日々のポジション、評価金額及び評価損益の管理を行っております。

また、リスク管理は、デリバティブ取引に限定することなく、デリバティブ取引と現物資産等を総合的に勘案し、各ファンド全体でのリスク管理を、リスクの種類ごとに実施しております。

6．取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

株式関連

区分	種類	平成22年2月22日現在			
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	9,360,695,880		9,389,335,765	28,639,885
	合計	9,360,695,880		9,389,335,765	28,639,885

（注）1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3．計算日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

通貨関連

区分	種類	平成22年2月22日現在				
		契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）	
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建					
	米ドル	1,197,939,260		1,225,037,730	27,098,470	
	カナダドル	32,156,540		32,428,120	271,580	
	ユーロ	424,367,201		432,412,800	8,045,599	
	英ポンド	290,104,537		292,369,680	2,265,143	
	スイスフラン	25,623,957		25,870,140	246,183	
	スウェーデンクローナ	2,079,330		2,100,450	21,120	
	デンマーククローネ	1,830,510		1,848,000	17,490	
	オーストラリアドル	23,307,481		23,500,850	193,369	
	香港ドル	4,433,625		4,432,500	1,125	
	シンガポールドル	2,535,663		2,539,680	4,017	
		計	2,004,378,104		2,042,539,950	38,161,846
		売建				
	米ドル	345,143,140		345,055,200	87,940	
英ポンド	55,057,200		55,080,480	23,280		
	計	400,200,340		400,135,680	64,660	

合計	2,404,578,444		2,442,675,630	38,226,506
----	---------------	--	---------------	------------

(注) 時価の算定方法

わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

[次へ](#)

(3) 附属明細表（平成22年 2月22日現在）

有価証券明細表

A . 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	20,000	47.10	942,000.00	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	81,800	70.18	5,740,724.00	
	APACHE CORP	56,012	105.01	5,881,820.12	
	ARCH COAL INC	25,700	22.57	580,049.00	
	BAKER HUGHES INC	51,723	48.86	2,527,185.78	
	BJ SERVICES CO	48,800	22.09	1,077,992.00	
	CABOT OIL & GAS CORP	17,500	41.32	723,100.00	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	40,800	41.94	1,711,152.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	100,500	27.59	2,772,795.00	
	CHEVRON CORP	334,442	74.05	24,765,430.10	
	CIMAREX ENERGY CO	14,100	59.98	845,718.00	
	CONOCOPHILLIPS	235,000	48.90	11,491,500.00	
	CONSOL ENERGY INC	30,200	49.91	1,507,282.00	
	DENBURY RESOURCES INC	42,100	14.76	621,396.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	70,400	71.42	5,027,968.00	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	11,600	89.12	1,033,792.00	
	EL PASO CORP	117,000	10.31	1,206,270.00	
	EOG RESOURCES INC	42,100	94.64	3,984,344.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	801,376	65.87	52,786,637.12	
	FMC TECHNOLOGIES INC	20,500	55.09	1,129,345.00	
	HALLIBURTON CO	150,400	31.79	4,781,216.00	
	HELMERICH & PAYNE	17,600	43.91	772,816.00	
	HESS CORP	49,100	60.84	2,987,244.00	
	KINDER MORGAN MANAGEMENT LLC	12,827	57.21	733,832.67	
	MARATHON OIL CORP	118,100	29.97	3,539,457.00	
	MURPHY OIL CORP	30,300	53.50	1,621,050.00	
	NABORS INDUSTRIES INC	47,400	23.38	1,108,212.00	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	69,821	45.11	3,149,625.31	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	22,200	50.62	1,123,764.00	
	NOBLE CORP	43,700	42.77	1,869,049.00	
	NOBLE ENERGY INC	29,000	74.76	2,168,040.00	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	135,280	81.51	11,026,672.80	
	PATTERSON-UTI ENERGY INC	25,900	15.89	411,551.00	
	PEABODY ENERGY CORP	44,700	47.04	2,102,688.00	
	PETROHAWK ENERGY CORP	50,200	22.87	1,148,074.00	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	19,300	49.49	955,157.00	
	PLAINS EXPLORATION & PRODUCTION CO	22,900	34.00	778,600.00	
	PRIDE INTERNATIONAL INC	29,000	29.64	859,560.00	
	RANGE RESOURCES CORP	26,300	53.90	1,417,570.00	
	ROWAN COMPANIES INC	19,100	25.24	482,084.00	
SCHLUMBERGER LIMITED	199,740	63.90	12,763,386.00		
SMITH INTERNATIONAL INC	41,300	37.70	1,557,010.00		
SOUTHWESTERN ENERGY CO	57,500	45.30	2,604,750.00		
SPECTRA ENERGY CORP	107,778	21.70	2,338,782.60		
SUNOCO INC	19,800	27.02	534,996.00		
TRANSOCEAN LTD	53,624	85.12	4,564,474.88		
ULTRA PETROLEUM CORP	25,300	48.51	1,227,303.00		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
----	----	-----	-----------	-----------	----

米ドル	VALERO ENERGY CORP	93,964	17.89	1,681,015.96
	WEATHERFORD INTL LTD	121,248	16.60	2,012,716.80
	WILLIAMS COS INC	97,220	22.24	2,162,172.80
	XTO ENERGY INC	91,916	46.10	4,237,327.60
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	35,100	69.64	2,444,364.00
	AIRGAS INC	12,400	63.53	787,772.00
	ALCOA INC	162,500	13.53	2,198,625.00
	ALLEGHENY TECHNOLOGIES INC	14,900	46.09	686,741.00
	BALL CORP	15,100	52.63	794,713.00
	CELANESE CORP-SERIES A	24,000	31.04	744,960.00
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	7,700	104.14	801,878.00
	CLIFFS NATURAL RESOURCES INC	21,800	53.60	1,168,480.00
	CROWN HOLDINGS INC	27,100	26.01	704,871.00
	DOW CHEMICAL COMPANY	190,702	29.23	5,574,219.46
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	150,746	34.03	5,129,886.38
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	12,300	60.02	738,246.00
	ECOLAB INC	39,500	42.57	1,681,515.00
	FMC CORP	11,500	57.39	659,985.00
	FREEMONT-MCMORAN COPPER-B	68,738	77.16	5,303,824.08
	INTERNATIONAL PAPER CO	68,600	24.25	1,663,550.00
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,336	42.48	566,513.28
	LUBRIZOL CORP	11,400	78.83	898,662.00
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	7,200	81.51	586,872.00
	MEADWESTVACO CORP	28,900	23.54	680,306.00
	MONSANTO CO	91,100	77.75	7,083,025.00
	MOSAIC CO/THE	26,000	60.78	1,580,280.00
	NEWMONT MINING CORP HOLDING CO	80,050	48.54	3,885,627.00
	NUCOR CORP	52,500	44.35	2,328,375.00
	OWENS-ILLINOIS INC	28,100	28.32	795,792.00
	PACTIV CORPORATION	22,300	23.07	514,461.00
	PPG INDUSTRIES INC.	27,500	62.48	1,718,200.00
	PRAXAIR INC	51,214	77.22	3,954,745.08
	SEALED AIR CORP	26,800	20.17	540,556.00
	SIGMA-ALDRICH	20,400	48.45	988,380.00
	UNITED STATES STEEL CORP	23,900	53.29	1,273,631.00
	VULCAN MATERIALS COMPANY	20,700	45.50	941,850.00
	WEYERHAEUSER CO	35,333	41.29	1,458,899.57
	3M COMPANY	110,638	81.52	9,019,209.76
	AGCO CORP	15,500	34.75	538,625.00
	AMETEK INC	18,200	38.82	706,524.00
BOEING COMPANY	115,095	63.59	7,318,891.05	
CATERPILLAR INC	103,600	58.25	6,034,700.00	
COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	27,900	45.48	1,268,892.00	
CUMMINS INC	32,000	57.93	1,853,760.00	
DANAHER CORP	45,402	75.95	3,448,281.90	
DEERE & CO	70,526	57.28	4,039,729.28	
DOVER CORP	31,100	46.08	1,433,088.00	
EATON CORP	26,300	67.72	1,781,036.00	
EMERSON ELECTRIC CO	125,400	48.08	6,029,232.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	FASTENAL CO	22,300	43.87	978,301.00	
	FIRST SOLAR INC	7,800	116.00	904,800.00	
	FLOWERVE CORP	9,400	98.91	929,754.00	
	FLUOR CORP	30,000	45.94	1,378,200.00	

FOSTER WHEELER AG	21,100	27.91	588,901.00
GENERAL DYNAMICS CORPORATION	54,600	72.61	3,964,506.00
GENERAL ELECTRIC	1,772,045	16.17	28,653,967.65
GOODRICH CORP	20,700	65.24	1,350,468.00
GRAINGER (W.W.) INC	10,500	104.14	1,093,470.00
HARSCO CORP	13,600	30.93	420,648.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	119,400	40.22	4,802,268.00
ILLINOIS TOOL WORKS	70,976	46.76	3,318,837.76
INGERSOLL-RAND PLC	53,268	33.36	1,777,020.48
ITT CORPORATION	28,900	51.33	1,483,437.00
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	20,900	39.32	821,788.00
JOY GLOBAL INC	17,100	50.20	858,420.00
KBR INC	27,100	20.18	546,878.00
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	19,500	90.34	1,761,630.00
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	54,500	77.21	4,207,945.00
MASCO CORP	60,100	13.60	817,360.00
MCDERMOTT INTL INC	38,600	24.09	929,874.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	50,400	61.21	3,084,984.00
PACCAR INC	57,575	35.95	2,069,821.25
PALL CORP	19,900	37.07	737,693.00
PARKER HANNIFIN CORP	26,850	59.00	1,584,150.00
PENTAIR INC	15,800	32.39	511,762.00
PRECISION CASTPARTS CORP	23,400	114.37	2,676,258.00
QUANTA SERVICES INC	33,400	17.88	597,192.00
RAYTHEON COMPANY	65,000	55.54	3,610,100.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	23,700	54.31	1,287,147.00
ROCKWELL COLLONS	26,300	55.47	1,458,861.00
ROPER INDUSTRIES INC	15,300	55.52	849,456.00
SPX CORP	8,300	60.32	500,656.00
STANLEY WORKS	12,100	55.92	676,632.00
SUNPOWER CORP-CLASS A	9,000	19.78	178,020.00
SUNPOWER CORP-CLASS B-W/I	7,100	17.09	121,339.00
TEXTRON INC	44,900	19.68	883,632.00
TYCO INTERNATIONAL LTD	79,132	35.61	2,817,890.52
UNITED TECHNOLOGIES CORP	149,200	68.52	10,223,184.00
URS CORP	14,100	47.55	670,455.00
AVERY DENNISON CORP	17,000	31.80	540,600.00
CINTAS CORP	23,000	24.49	563,270.00
DUN & BRADSTREET CORP	8,800	71.32	627,616.00
EQUIFAX INC	21,100	32.00	675,200.00
IHS INC-CLASS A	8,500	51.73	439,705.00
IRON MOUNTAIN INC	30,800	24.15	743,820.00
MANPOWER INC	13,100	53.95	706,745.00
PITNEY BOWES INC	34,906	22.84	797,253.04
REPUBLIC SERVICES INC	63,270	28.08	1,776,621.60

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	24,100	28.61	689,501.00	
	RR DONNELLEY & SONS CO	34,700	20.40	707,880.00	
	STERICYCLE INC	13,500	54.30	733,050.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	78,100	33.38	2,606,978.00	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	28,100	53.50	1,503,350.00	
	CSX CORP	65,400	46.77	3,058,758.00	
	DELTA AIR LINES INC	30,600	12.69	388,314.00	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	35,400	34.32	1,214,928.00	

FEDEX CORP	49,495	81.76	4,046,711.20
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	15,000	32.95	494,250.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	61,400	51.01	3,132,014.00
SOUTHWEST AIRLINES	31,300	12.43	389,059.00
UNION PACIFIC CORPORATION	84,160	66.57	5,602,531.20
UNITED PARCEL SERVICE -CL B	117,120	57.81	6,770,707.20
BORGWARNER INC	19,700	37.35	735,795.00
FORD MOTOR CO	472,770	11.29	5,337,573.30
GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	38,800	13.46	522,248.00
HARLEY-DAVIDSON INC	39,200	24.43	957,656.00
JOHNSON CONTROLS INC	112,042	29.89	3,348,935.38
BLACK & DECKER CORP	10,190	70.62	719,617.80
COACH INC	53,100	36.38	1,931,778.00
DR HORTON INC	48,200	12.95	624,190.00
FORTUNE BRANDS INC	25,100	43.63	1,095,113.00
GARMIN LTD	20,300	33.72	684,516.00
HASBRO INC	21,000	35.80	751,800.00
LEGGETT & PLATT INC	24,800	19.41	481,368.00
MATTEL INC	60,100	21.78	1,308,978.00
MOHAWK INDUSTRIES INC	9,900	46.78	463,122.00
NEWELL RUBBERMAID INC	46,900	13.77	645,813.00
NIKE INC. CLASS B	61,900	64.35	3,983,265.00
POLO RALPH LAUREN CORP	9,500	80.60	765,700.00
PULTE HOMES INC	57,900	11.43	661,797.00
TOLL BROTHERS INC	22,900	19.16	438,764.00
VF CORP	15,000	76.64	1,149,600.00
WHIRLPOOL CORP	12,500	84.67	1,058,375.00
APOLLO GROUP INC-CL A	21,800	56.92	1,240,856.00
CARNIVAL CORP	73,100	33.89	2,477,359.00
DARDEN RESTAURANTS INC	22,000	41.05	903,100.00
DEVRY INC	10,700	60.78	650,346.00
H&R BLOCK INC	56,000	21.12	1,182,720.00
INTL GAME TECHNOLOGY	49,500	18.02	891,990.00
ITT EDUCATIONAL SERVICES INC	6,300	103.31	650,853.00
LAS VEGAS SANDS CORP	55,100	16.24	894,824.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	50,474	27.26	1,375,921.24
MC DONALD'S CORPORATION	182,056	64.74	11,786,305.44
MGM MIRAGE	44,100	10.86	478,926.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	23,500	26.30	618,050.00
STARBUCKS CORP	123,000	23.38	2,875,740.00
STARWOOD HOTELS & RESORTS	31,220	38.06	1,188,233.20

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	WYNN RESORTS LTD	12,500	62.25	778,125.00	
	YUM BRANDS INC	78,000	33.79	2,635,620.00	
	CABLEVISION SYSTEMS-NY GRP-A	41,200	23.12	952,544.00	
	CBS CORP-CL B	98,270	13.83	1,359,074.10	
	COMCAST CORP-CL A	326,523	16.00	5,224,368.00	
	COMCAST CORP-SPECIAL CL A	133,350	15.13	2,017,585.50	
	DIRECTV-CLASS A	151,569	33.64	5,098,781.16	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	22,684	32.01	726,114.84	
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	23,784	28.02	666,427.68	
	DISH NETWORK CORP-A	35,200	19.68	692,736.00	
	INTERPUBLIC GROUP OF COMPANIES	80,860	7.11	574,914.60	
	LIBERTY GLOBAL INC-A	21,953	25.46	558,923.38	

LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	19,900	25.15	500,485.00
MCGRAW-HILL INC	52,500	35.33	1,854,825.00
NEWS CORP INC CLASS A	303,505	13.58	4,121,597.90
NEWS CORP INC CLASS B	73,265	16.02	1,173,705.30
OMNICOM GROUP	51,900	37.07	1,923,933.00
SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	15,200	39.70	603,440.00
THE WALT DISNEY CO.	294,458	31.23	9,195,923.34
TIME WARNER CABLE	58,841	46.89	2,759,054.49
TIME WARNER INC	197,762	29.44	5,822,113.28
VIACOM INC-CLASS B	91,670	29.94	2,744,599.80
VIRGIN MEDIA INC	46,650	15.30	713,745.00
WASHINGTON POST -CL B	1,100	415.32	456,852.00
ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	14,900	35.55	529,695.00
ADVANCE AUTO PARTS	16,150	40.00	646,000.00
AMAZON.COM INC	57,700	117.52	6,780,904.00
AMERICAN EAGLE OUTFITTERS	31,400	16.85	529,090.00
AUTONATION INC	19,500	18.42	359,190.00
AUTOZONE INC	5,400	163.67	883,818.00
BED BATH & BEYOND INC	43,700	41.47	1,812,239.00
BEST BUY CO INC	59,050	36.34	2,145,877.00
CARMAX INC	36,800	20.78	764,704.00
DOLLAR TREE INC	15,000	50.00	750,000.00
EXPEDIA INC	32,950	22.59	744,340.50
FAMILY DOLLAR STORES	22,200	32.48	721,056.00
GAMESTOP CORP-CLASS A	26,100	19.31	503,991.00
GAP INC/THE	81,400	19.85	1,615,790.00
GENUINE PARTS CO	26,700	41.03	1,095,501.00
HOME DEPOT INC	284,104	30.15	8,565,735.60
J.C. PENNEY CO INC (HLDG CO)	35,400	27.66	979,164.00
KOHL'S CORP	48,420	51.74	2,505,250.80
LIBERTY MEDIA-INTERACTIVE A	94,547	11.52	1,089,181.44
LIMITED BRANDS	45,630	21.40	976,482.00
LOWE'S COS INC	246,296	23.13	5,696,826.48
MACY'S INC	70,152	18.54	1,300,618.08
NORDSTROM INC	27,100	35.70	967,470.00
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	23,000	38.91	894,930.00
PETSMART INC	20,900	27.34	571,406.00

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	PRICELINE.COM INC	6,700	230.57	1,544,819.00	
	ROSS STORES INC	21,200	47.10	998,520.00	
	SEARS HOLDING CORP	9,285	95.04	882,446.40	
	SHERWIN-WILLIAMS CO	16,500	65.37	1,078,605.00	
	STAPLES INC	120,450	25.68	3,093,156.00	
	TARGET CORP	119,120	50.73	6,042,957.60	
	TIFFANY & CO	20,700	43.54	901,278.00	
	TJX COMPANIES INC	69,800	39.15	2,732,670.00	
	URBAN OUTFITTERS INC	21,300	31.96	680,748.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	72,600	61.14	4,438,764.00	
	CVS CAREMARK CORP	240,683	34.31	8,257,833.73	
	KROGER CO	103,200	22.09	2,279,688.00	
	SAFeway INC	69,500	23.79	1,653,405.00	
	SUPERVALU INC	35,778	15.79	564,934.62	
	SYSCO CORP	98,590	29.14	2,872,912.60	
WAL-MART STORES	389,926	53.49	20,857,141.74		

WALGREEN CO	165,506	34.86	5,769,539.16
WHOLE FOODS MARKET INC	23,800	33.66	801,108.00
ALTRIA GROUP INC	345,475	20.16	6,964,776.00
ARCHER DANIELS MIDLAND COMPANY	96,410	29.95	2,887,479.50
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	13,280	52.94	703,043.20
BUNGE LIMITED	22,100	61.31	1,354,951.00
CAMPBELL SOUP	35,100	33.93	1,190,943.00
COCA-COLA CO/THE	347,834	55.72	19,381,310.48
COCA-COLA ENTERPRISES	48,900	19.74	965,286.00
CONAGRA FOODS INC	73,950	24.64	1,822,128.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	32,900	15.60	513,240.00
DEAN FOODS CO	30,550	14.63	446,946.50
DR PEPPER SNAPPLE GROUP-W/I	42,386	28.93	1,226,226.98
GENERAL MILLS INC	54,290	72.36	3,928,424.40
HANSEN NATURAL CORPORATION	13,000	40.85	531,050.00
HEINZ (H.J.) CO	52,600	45.99	2,419,074.00
HERSHEY CO/THE	26,400	39.97	1,055,208.00
HORMEL FOODS CORP	12,500	41.54	519,250.00
JM SMUCKER CO/THE	20,000	60.55	1,211,000.00
KELLOGG CO	44,700	53.20	2,378,040.00
KRAFT FOODS INC-A	291,018	28.92	8,416,240.56
LORILLARD INC	27,587	76.51	2,110,681.37
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	20,000	37.76	755,200.00
MOLSON COORS BREWING CO -B	25,400	41.11	1,044,194.00
PEPSI BOTTLING GROUP INC	25,300	38.37	970,761.00
PEPSIAMERICAS INC	10,400	30.04	312,416.00
PEPSICO INC	259,796	62.66	16,278,817.36
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	322,575	49.98	16,122,298.50
RALCORP HOLDINGS INC	9,600	66.62	639,552.00
REYNOLDS AMERICAN INC	29,200	52.67	1,537,964.00
SARA LEE CORP	110,200	13.96	1,538,392.00
TYSON FOODS INC-CL A	48,700	16.95	825,465.00
AVON PRODUCTS, INC	71,240	30.32	2,159,996.80

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	CHURCH & DWIGHT CO INC	11,900	65.90	784,210.00	
	CLOROX COMPANY	23,300	61.01	1,421,533.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	83,200	81.75	6,801,600.00	
	ENERGIZER HOLDINGS INC	10,900	56.61	617,049.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	18,800	58.83	1,106,004.00	
	KIMBERLY-CLARK CORP	69,147	60.25	4,166,106.75	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	34,100	46.78	1,595,198.00	
	PROCTER & GAMBLE CO	486,815	63.45	30,888,411.75	
	AETNA INC	72,800	28.93	2,106,104.00	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	49,600	28.14	1,395,744.00	
	BARD (C.R.) INC	16,300	83.44	1,360,072.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	100,510	57.54	5,783,345.40	
	BECKMAN COULTER INC	11,200	65.79	736,848.00	
	BECTON DICKINSON & CO	40,000	77.54	3,101,600.00	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	251,386	7.69	1,933,158.34	
	CARDINAL HEALTH INC	60,054	33.83	2,031,626.82	
	CAREFUSION CORP	30,077	26.26	789,822.02	
	CERNER CORP	11,600	81.72	947,952.00	
	CIGNA CORP	45,500	32.80	1,492,400.00	
	COVENTRY HEALTH CARE INC	24,950	22.86	570,357.00	

COVIDIEN PLC	83,832	50.30	4,216,749.60
DAVITA INC	17,500	61.61	1,078,175.00
DENTSPLY INTERNATIONAL INC	23,600	32.94	777,384.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	9,500	90.50	859,750.00
EXPRESS SCRIPTS INC	43,500	90.12	3,920,220.00
HENRY SCHEIN INC	15,100	57.22	864,022.00
HOLOGIC INC	43,344	16.11	698,271.84
HOSPIRA INC	26,915	51.80	1,394,197.00
HUMANA INC	28,300	45.35	1,283,405.00
IMS HEALTH INC	30,700	21.92	672,944.00
INTUITIVE SURGICAL INC	6,400	346.52	2,217,728.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	18,100	73.98	1,339,038.00
MCKESSON CORP	44,400	60.75	2,697,300.00
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	79,010	64.59	5,103,255.90
MEDTRONIC, INCORPORATED	185,145	43.70	8,090,836.50
OMNICARE INC	20,000	26.16	523,200.00
PATTERSON COS INC	15,500	29.79	461,745.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	26,400	57.50	1,518,000.00
ST JUDE MEDICAL INC	58,100	39.05	2,268,805.00
STRYKER CORP	49,800	53.16	2,647,368.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	193,868	31.94	6,192,143.92
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	21,000	48.36	1,015,560.00
WELLPOINT INC	79,298	58.47	4,636,554.06
ZIMMER HOLDINGS INC	35,800	58.10	2,079,980.00
ABBOTT LABORATORIES	257,853	54.38	14,022,046.14
ALLERGAN INC	50,700	59.53	3,018,171.00
AMGEN INC	169,362	57.45	9,729,846.90
BIOGEN IDEC INC	48,257	56.61	2,731,828.77
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	285,275	24.95	7,117,611.25

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	CELGENE CORP	76,500	60.04	4,593,060.00	
	CEPHALON INC	12,500	67.10	838,750.00	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	11,000	37.43	411,730.00	
	COVANCE INC	10,800	57.32	619,056.00	
	ELI LILLY & CO	172,433	34.24	5,904,105.92	
	FOREST LABORATORIES INC	50,400	29.35	1,479,240.00	
	GENZYME CORP - GENL DIVISION	45,100	55.97	2,524,247.00	
	GILEAD SCIENCES INC	150,800	48.84	7,365,072.00	
	ILLUMINA INC	20,800	36.60	761,280.00	
	JOHNSON & JOHNSON	459,570	63.81	29,325,161.70	
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	29,500	50.01	1,475,295.00	
	MERCK & CO. INC.	509,319	37.49	19,094,369.31	
	MILLIPORE CORP	9,400	71.34	670,596.00	
	MYLAN INC	51,000	19.07	972,570.00	
	MYRIAD GENETICS INC	16,200	22.27	360,774.00	
	PERRIGO CO	13,300	49.88	663,404.00	
	PFIZER	1,344,672	17.99	24,190,649.28	
	PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVEL	18,000	21.20	381,600.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	68,100	49.22	3,351,882.00	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	29,300	40.70	1,192,510.00	
	WARNER CHILCOTT PLC-CLASS A	17,500	26.50	463,750.00	
	WATERS CORPORATION	16,000	58.78	940,480.00	
	WATSON PHARMACEUTICALS INC	17,000	39.11	664,870.00	
	BB&T CORPORATION	113,700	27.31	3,105,147.00	

COMERICA INC	25,200	35.55	895,860.00
FIFTH THIRD BANCORP	126,043	12.23	1,541,505.89
HUDSON CITY BANCORP INC	79,300	13.16	1,043,588.00
KEYCORP	146,540	6.79	995,006.60
M & T BANK CORP	12,900	76.60	988,140.00
MARSHALL & ILSLEY CORP	79,899	6.81	544,112.19
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	55,400	15.62	865,348.00
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL IN	58,100	15.80	917,980.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	86,288	51.70	4,461,089.60
REGIONS FINANCIAL CORP	198,137	6.57	1,301,760.09
SUNTRUST BANKS INC	83,208	23.03	1,916,280.24
TFS FINANCIAL CORP	16,200	12.88	208,656.00
US BANCORP	318,857	24.14	7,697,207.98
WELLS FARGO & COMPANY	809,820	27.37	22,164,773.40
AMERICAN EXPRESS COMPANY	177,501	39.06	6,933,189.06
AMERIPRISE FINANCIAL INC	42,580	40.14	1,709,161.20
BANK OF AMERICA CORP	1,442,600	15.88	22,908,488.00
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	200,592	28.66	5,748,966.72
BLACKROCK INC	3,800	215.51	818,938.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	75,884	37.79	2,867,656.36
CITIGROUP INC	3,532,366	3.42	12,080,691.72
CME GROUP INC	10,000	291.80	2,918,000.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	89,657	13.67	1,225,611.19
EATON VANCE CORP	18,700	29.52	552,024.00
FRANKLIN RESOURCES INC	26,900	101.61	2,733,309.00

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	GOLDMAN SACHS GROUP INC	80,800	156.18	12,619,344.00	
	INTERCONTINENTALEXCHANGE INC	10,400	103.50	1,076,400.00	
	INVESCO LTD	69,511	19.54	1,358,244.94	
	JEFFERIES GROUP INC (NEW)	17,400	25.81	449,094.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	655,687	40.03	26,247,150.61	
	LEGG MASON INC	24,000	26.09	626,160.00	
	LEUCADIA NATIONAL CORP	32,300	23.19	749,037.00	
	MOODY'S CORP	33,500	27.09	907,515.00	
	MORGAN STANLEY	204,014	27.41	5,592,023.74	
	NASDAQ OMX GROUP	23,700	18.63	441,531.00	
	NORTHERN TRUST CORP	36,300	54.60	1,981,980.00	
	NYSE GROUP INC	43,400	25.50	1,106,700.00	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	164,600	18.76	3,087,896.00	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	22,300	17.31	386,013.00	
	SLM CORP	78,000	11.15	869,700.00	
	STATE STREET CORP	82,073	46.64	3,827,884.72	
	T ROWE PRICE GROUP INC	42,778	49.95	2,136,761.10	
	TD AMERITRADE HOLDING CORP	44,400	18.03	800,532.00	
	ACE LTD	56,100	50.39	2,826,879.00	
	AFLAC INC	78,010	49.04	3,825,610.40	
	ALLSTATE CORP	85,060	31.22	2,655,573.20	
	AMERICAN INT'L GROUP	20,213	26.53	536,250.89	
	AON CORP	41,200	40.57	1,671,484.00	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	7,200	72.03	518,616.00	
	ASSURANT INC	19,900	30.91	615,109.00	
	AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	22,600	31.20	705,120.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	93,000	78.74	7,322,820.00	
	CHUBB CORP	58,418	51.49	3,007,942.82	

CINCINNATI FINANCIAL CORP	25,771	26.71	688,343.41
EVEREST RE GROUP LTD	10,200	83.86	855,372.00
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC CL-A	36,565	14.47	529,095.55
FIRST AMERICAN CORPORATION	15,100	33.81	510,531.00
GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	80,300	15.35	1,232,605.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES GR	64,100	24.34	1,560,194.00
LINCOLN NATIONAL CORP	50,407	25.48	1,284,370.36
LOEWS CORP	57,790	36.55	2,112,224.50
MARSH & MCLENNAN COS	87,439	22.79	1,992,734.81
METLIFE INC	136,540	35.03	4,782,996.20
OLD REPUBLIC INTL CORP	40,150	11.29	453,293.50
PARTNERRE LTD	9,600	79.25	760,800.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	52,500	22.83	1,198,575.00
PROGRESSIVE CORP	107,500	17.15	1,843,625.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	76,886	51.50	3,959,629.00
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	10,400	54.50	566,800.00
TORCHMARK CORP	13,800	46.53	642,114.00
TRANSATLANTIC HOLDINGS INC	9,400	50.81	477,614.00
TRAVELERS COS INC/THE	94,713	52.88	5,008,423.44
UNUM GROUP	55,300	21.01	1,161,853.00
VALIDUS HOLDINGS LTD	15,600	26.77	417,612.00

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	WHITE MOUNTAINS INSURANCE GP	1,400	333.00	466,200.00	
	WILLIS GROUP HOLDINGS PLC	28,300	28.70	812,210.00	
	WR BERKLEY CORP	24,350	25.55	622,142.50	
	XL CAPITAL LTD -CLASS A	57,100	18.42	1,051,782.00	
	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	90,800	17.76	1,612,608.00	
	RAYONIER INC	13,400	41.67	558,378.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	102,500	40.87	4,189,175.00	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	95,500	10.79	1,030,445.00	
	ADOBE SYSTEMS INC	87,600	33.90	2,969,640.00	
	AKAMAI TECHNOLOGIES	28,800	25.89	745,632.00	
	ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	8,900	56.88	506,232.00	
	AUTODESK INC	37,800	25.99	982,422.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	83,800	41.56	3,482,728.00	
	BMC SOFTWARE INC	30,700	36.92	1,133,444.00	
	CA INC	70,100	22.51	1,577,951.00	
	CITRIX SYSTEMS INC	30,600	44.74	1,369,044.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	48,900	47.51	2,323,239.00	
	COMPUTER SCIENCES CORP	25,300	52.45	1,326,985.00	
	DST SYSTEMS INC	6,700	38.61	258,687.00	
	EBAY INC	182,972	23.42	4,285,204.24	
	ELECTRONIC ARTS INC	54,010	16.75	904,667.50	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	52,623	22.68	1,193,489.64	
	FISERV INC	25,800	47.59	1,227,822.00	
	GOOGLE INC-CLASS A	40,400	541.16	21,862,864.00	
	INTUIT INC	51,200	32.70	1,674,240.00	
	LENDER PROCESSING SERVICES	16,200	38.52	624,024.00	
	MASTERCARD INC-CLASS A	16,500	222.63	3,673,395.00	
	MCAFEE INC	26,300	40.24	1,058,312.00	
	MICROSOFT CORP	1,337,291	28.78	38,487,234.98	
	NUANCE COMMUNICATIONS INC	33,500	14.51	486,085.00	
	ORACLE CORP	669,076	24.32	16,271,928.32	
	PAYCHEX INC	54,200	30.24	1,639,008.00	

RED HAT INC	31,400	29.12	914,368.00
SAIC INC	34,000	19.11	649,740.00
SALESFORCE.COM INC	18,800	68.92	1,295,696.00
SYMANTEC CORP	135,900	17.17	2,333,403.00
SYNOPSYS INC	24,400	21.35	520,940.00
TOTAL SYSTEM SERVICES INC	28,375	14.38	408,032.50
VERISIGN INC	32,200	24.14	777,308.00
VISA INC-CLASS A SHARES	76,700	86.81	6,658,327.00
VMWARE INC-CLASS A	8,700	48.50	421,950.00
WESTERN UNION CO	117,048	16.35	1,913,734.80
YAHOO! INC	222,400	15.58	3,464,992.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	57,300	31.20	1,787,760.00
AMPHENOL CORP-CL A	28,600	42.79	1,223,794.00
APPLE INC	149,400	201.67	30,129,498.00
ARROW ELECTRONICS INC	20,200	28.60	577,720.00
AVNET INC	25,200	28.19	710,388.00
CISCO SYSTEMS INC	961,813	24.36	23,429,764.68

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	CORNING INC	259,300	18.28	4,740,004.00	
	DELL INC	293,258	13.47	3,950,185.26	
	DOLBY LABORATORIES INC-CL A	8,900	53.51	476,239.00	
	EMC CORP/MASS	337,200	17.81	6,005,532.00	
	FLEXTRONICS INTL LTD	135,300	7.27	983,631.00	
	FLIR SYSTEMS INC	24,600	27.15	667,890.00	
	HARRIS CORP	22,100	47.23	1,043,783.00	
	HEWLETT-PACKARD CO	397,900	50.79	20,209,341.00	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	218,678	127.19	27,813,654.82	
	JUNIPER NETWORKS INC	87,500	27.44	2,401,000.00	
	MOTOROLA INC	382,800	7.01	2,683,428.00	
	NETAPP INC	56,260	31.28	1,759,812.80	
	QUALCOMM INC	277,238	39.59	10,975,852.42	
	SANDISK CORP	38,300	29.13	1,115,679.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY	83,000	20.51	1,702,330.00	
	TERADATA CORP	28,700	29.84	856,408.00	
	TYCO ELECTRONICS LTD	76,532	26.40	2,020,444.80	
	WESTERN DIGITAL CORP	37,700	43.15	1,626,755.00	
	XEROX CORP	221,012	9.20	2,033,310.40	
	AMERICAN TOWER CORP-CL A	65,900	43.92	2,894,328.00	
	AT&T INC	983,852	25.10	24,694,685.20	
	CENTURYTEL INC	49,661	35.10	1,743,101.10	
	CROWN CASTLE INTL CORP	48,600	38.62	1,876,932.00	
	LEVEL 3 COMMUNICATIONS	272,600	1.58	430,708.00	
	METROPCS COMMUNICATIONS INC	41,200	6.31	259,972.00	
	NII HOLDINGS INC	27,700	38.03	1,053,431.00	
	QWEST COMMUNICATIONS INTL	258,700	4.47	1,156,389.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	17,700	34.78	615,606.00	
	SPRINT NEXTEL CORP	485,038	3.49	1,692,782.62	
	TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	8,700	31.59	274,833.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	473,748	29.02	13,748,166.96	
	WINDSTREAM CORP	72,900	10.33	753,057.00	
	AES CORP	111,300	12.18	1,355,634.00	
ALLEGHENY ENERGY INC	28,600	23.35	667,810.00		
ALLIANT ENERGY CORP	18,700	32.42	606,254.00		
AMEREN CORPORATION	38,900	25.65	997,785.00		

AMERICAN ELECTRIC POWER COMPANY	79,600	33.97	2,704,012.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	29,100	22.88	665,808.00
CALPINE CORP	58,000	11.35	658,300.00
CENTERPOINT ENERGY INC	58,400	14.53	848,552.00
CONSOLIDATED EDISON INC	45,900	43.13	1,979,667.00
CONSTELLATION ENERGY GROUP	30,300	34.58	1,047,774.00
DOMINION RESOURCES INC	99,300	39.17	3,889,581.00
DTE ENERGY COMPANY	27,500	44.60	1,226,500.00
DUKE ENERGY CORP	216,256	16.61	3,592,012.16
EDISON INTERNATIONAL	51,700	34.24	1,770,208.00
ENERGEN CORP	11,400	45.85	522,690.00
ENTERGY CORP	32,700	78.75	2,575,125.00
EQT CORP	20,800	45.12	938,496.00

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
米ドル	EXELON CORP	109,900	44.88	4,932,312.00	
	FIRSTENERGY CORP	50,900	39.70	2,020,730.00	
	FPL GROUP INC	65,194	46.88	3,056,294.72	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	12,800	45.72	585,216.00	
	MDU RESOURCES GROUP INC	29,200	20.74	605,608.00	
	MIRANT CORP	24,200	13.45	325,490.00	
	NISOURCE INC	46,400	15.16	703,424.00	
	NORTHEAST UTILITIES	29,600	26.67	789,432.00	
	NRG ENERGY INC	44,300	23.20	1,027,760.00	
	NSTAR	18,100	34.58	625,898.00	
	ONEOK INC	16,900	43.00	726,700.00	
	P G & E CORP	61,900	42.61	2,637,559.00	
	PEPCO HOLDINGS INC	37,200	17.12	636,864.00	
	PINNACLE WEST CAPITAL	17,100	37.37	639,027.00	
	PPL CORPORATION	62,800	29.86	1,875,208.00	
	PROGRESS ENERGY INC	46,600	38.52	1,795,032.00	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	84,400	31.18	2,631,592.00	
	QUESTAR CORP	29,100	42.55	1,238,205.00	
	SCANA CORP	19,500	36.25	706,875.00	
	SEMPRA ENERGY	38,900	48.95	1,904,155.00	
	SOUTHERN COMPANY	132,132	32.29	4,266,542.28	
	WISCONSIN ENERGY CORP	19,500	49.80	971,100.00	
	XCEL ENERGY INC	76,000	21.08	1,602,080.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	95,792	7.93	759,630.56	
	ALTERA CORPORATION	49,100	23.83	1,170,053.00	
	ANALOG DEVICES	48,700	29.75	1,448,825.00	
	APPLIED MATERIALS INC	222,300	12.50	2,778,750.00	
	BROADCOM CORP-CL A	72,635	31.60	2,295,266.00	
	INTEL CORP	933,465	20.82	19,434,741.30	
	KLA-TENCOR CORPORATION	28,461	30.58	870,337.38	
	LAM RESEARCH CORP	21,400	35.66	763,124.00	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	37,125	27.75	1,030,218.75	
	LSI CORP	109,600	5.64	618,144.00	
	MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	87,800	20.04	1,759,512.00	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	51,500	18.72	964,080.00		
MEMC ELECTRONIC MATERIALS	37,737	12.50	471,712.50		
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	30,800	27.41	844,228.00		
MICRON TECHNOLOGY INC	141,500	8.90	1,259,350.00		
NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	38,800	14.61	566,868.00		
NVIDIA CORP	91,400	16.58	1,515,412.00		

	TEXAS INSTRUMENTS INCORPORATED	210,427	25.01	5,262,779.27	
	XILINX INC	46,300	25.71	1,190,373.00	
	米ドル 小計	53,122,320		1,712,308,924.47 (157,155,713,087)	
カナダドル	CAMECO CORP	65,500	30.36	1,988,580.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	90,420	72.52	6,557,258.40	
	CENOVUS ENERGY INC	125,140	27.48	3,438,847.20	
	ENBRIDGE INC	59,520	46.37	2,759,942.40	
	ENCANA CORP	125,140	34.79	4,353,620.60	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
カナダドル	ENSIGN ENERGY SERVICES INC	21,800	15.41	335,938.00	
	HUSKY ENERGY INC	42,600	27.60	1,175,760.00	
	IMPERIAL OIL LTD	49,500	40.10	1,984,950.00	
	NEXEN INC	78,300	23.90	1,871,370.00	
	NIKO RESOURCES LTD	7,600	101.78	773,528.00	
	PETROBAKKEN ENERGY LTD-A	11,500	29.13	334,995.00	
	PETROBANK ENERGY & RESOURCES	14,600	54.69	798,474.00	
	PROGRESS ENERGY RESOURCES CO	26,500	12.80	339,200.00	
	SUNCOR ENERGY INC	259,732	31.93	8,293,242.76	
	TALISMAN ENERGY INC	169,900	18.58	3,156,742.00	
	TRANSCANADA CORP	113,050	34.79	3,933,009.50	
	TRICAN WELL SERVICE LTD	21,000	14.30	300,300.00	
	AGNICO-EAGLE MINES	26,100	60.72	1,584,792.00	
	AGRIUM INC	26,200	68.48	1,794,176.00	
	BARRICK GOLD CORP	161,500	41.00	6,621,500.00	
	ELDORADO GOLD CORPORATION	88,900	13.35	1,186,815.00	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	13,100	78.92	1,033,852.00	
	FRANCO-NEVADA CORP	18,700	27.25	509,575.00	
	GERDAU AMERISTEEL CORP	25,300	8.01	202,653.00	
	GOLDCORP INC	122,040	40.32	4,920,652.80	
	IAMGOLD CORP	58,600	15.61	914,746.00	
	INMET MINING CORPORATION	8,500	61.99	526,915.00	
	IVANHOE MINES LTD	41,500	16.19	671,885.00	
	KINROSS GOLD CORP	115,923	19.23	2,229,199.29	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	14,000	22.36	313,040.00	
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	49,400	119.99	5,927,506.00	
	SHERRITT INTERNATIONAL CORP	48,900	7.02	343,278.00	
	SILVER WHEATON CORP	53,500	16.27	870,445.00	
	SINO-FOREST CORPORATION	36,500	19.97	728,905.00	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	82,145	39.78	3,267,728.10	
	YAMANA GOLD INC	122,300	11.01	1,346,523.00	
	BOMBARDIER INC CL B	239,640	5.44	1,303,641.60	
	CAE INC	42,700	9.07	387,289.00	
	FINNING INTERNATIONAL INC	28,800	18.16	523,008.00	
	SNC-LAVALIN GROUP INC	25,200	51.03	1,285,956.00	
	RITCHIE BROS. AUCTIONEERS	15,800	20.39	322,162.00	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	78,300	55.42	4,339,386.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	28,110	51.88	1,458,346.80	
	MAGNA INTERNATIONAL INC-CL A	17,800	59.60	1,060,880.00	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	19,200	25.54	490,368.00	
	TIM HORTONS INC	30,603	31.51	964,300.53	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	57,840	20.10	1,162,584.00	
	THOMSON REUTERS CORP	62,253	37.06	2,307,096.18	
	CANADIAN TIRE CORP -CL A	13,100	51.70	677,270.00	

ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	20,600	19.63	404,378.00
EMPIRE CO LTD 'A'	5,000	49.36	246,800.00
LOBLAW COMPANIES LTD	18,600	38.35	713,310.00
METRO INC -A	18,300	40.94	749,202.00
SHOPPERS DRUG MART CORP	34,500	44.28	1,527,660.00

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
カナダドル	WESTON (GEORGE) LTD	8,800	70.96	624,448.00	
	SAPUTO INC	24,500	30.10	737,450.00	
	VITERRA INC	62,000	9.37	580,940.00	
	BIOVAIL CORP	24,100	15.62	376,442.00	
	BANK OF MONTREAL	91,500	55.48	5,076,420.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	165,500	47.80	7,910,900.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	63,900	67.73	4,327,947.00	
	GENWORTH MI CANADA INC	8,800	26.79	235,752.00	
	NATIONAL BANK OF CANADA	26,800	58.41	1,565,388.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	234,400	57.09	13,381,896.00	
	TORONTO-DOMINION BANK	142,750	66.38	9,475,745.00	
	CI FINANCIAL CORP	27,400	21.04	576,496.00	
	IGM FINANCIAL INC	20,000	42.59	851,800.00	
	ONEX CORPORATION	16,300	25.45	414,835.00	
	TMX GROUP INC	12,400	29.99	371,876.00	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,300	372.00	1,227,600.00	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	47,300	27.44	1,297,912.00	
	INDUSTRIAL ALLIANCE INSURANC	13,400	33.93	454,662.00	
	INTACT FINANCIAL CORP	20,000	40.08	801,600.00	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	292,600	19.65	5,749,590.00	
	POWER CO OF CANADA	57,900	30.00	1,737,000.00	
	POWER FINANCIAL CORP	41,200	31.95	1,316,340.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	93,600	31.27	2,926,872.00	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT-CL A	81,125	24.19	1,962,413.75	
	BROOKFIELD PROPERTIES CORP	38,725	13.89	537,890.25	
	CGI GROUP INC	45,500	15.03	683,865.00	
	OPEN TEXT CORP	9,500	49.22	467,590.00	
	RESEARCH IN MOTION	85,200	73.99	6,303,948.00	
	BCE INC	42,292	29.23	1,236,195.16	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	80,200	33.88	2,717,176.00	
TELUS CORP	7,300	33.50	244,550.00		
TELUS CORPORATION -NON VOTE	26,200	32.26	845,212.00		
CANADIAN UTILITIES LTD A	14,200	43.69	620,398.00		
FORTIS INC	28,700	27.90	800,730.00		
TRANSALTA CORP	36,100	23.65	853,765.00		
カナダドル 小計		5,144,748		176,607,226.32 (15,606,780,589)	
ユーロ	CIE GENERALE DE GEOPHYSIQUE	24,212	18.45	446,832.46	
	ENI SPA	434,113	17.07	7,410,308.91	
	FUGRO NV-CVA	10,994	43.79	481,482.23	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	26,039	11.85	308,562.15	
	HELLENIC PETROLEUM SA	15,480	8.50	131,580.00	
	NESTE OIL OYJ	21,644	10.64	230,292.16	
	OMV AG	25,012	29.32	733,351.84	
	REPSOL YPF SA	122,143	17.09	2,087,423.87	
	SAIPEM	44,147	24.93	1,100,584.71	
	SBM OFFSHORE NV	25,304	13.67	345,905.68	
TECHNIP S.A.	17,317	52.84	915,030.28		

TENARIS SA	78,739	17.16	1,351,161.24
------------	--------	-------	--------------

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	TOTAL SA	352,213	42.99	15,141,636.87	
	ACERINOX SA	23,613	12.70	299,885.10	
	AIR LIQUIDE	41,785	85.45	3,570,528.25	
	AKZO NOBEL	38,629	39.81	1,537,820.49	
	ARCELORMITTAL	143,150	28.86	4,131,309.00	
	BASF SE	153,150	42.14	6,453,741.00	
	CIMPOR-CIMENTOS DE PORTUGAL	39,708	5.88	233,641.87	
	CRH PLC	115,496	17.41	2,011,131.84	
	ERAMET	899	228.90	205,781.10	
	HEIDELBERGCEMENT AG	23,449	40.40	947,339.60	
	IMERYS SA	5,724	38.90	222,663.60	
	ITALCEMENTI SPA	11,814	8.35	98,646.90	
	K+S AG	28,723	45.72	1,313,215.56	
	KONINKLIJKE DSM NV	25,714	33.01	848,819.14	
	LAFARGE SA	33,306	50.38	1,677,956.28	
	LINDE AG	25,285	84.90	2,146,696.50	
	OUTOKUMPU OYJ	19,727	12.87	253,886.49	
	RAUTARUUKKI OYJ	14,209	14.24	202,336.16	
	SALZGITTER AG	6,595	66.20	436,589.00	
	SOLVAY SA	9,887	72.14	713,248.18	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	97,006	4.45	432,064.72	
	THYSSENKRUPP AG	55,762	24.05	1,341,076.10	
	TITAN CEMENT CO. S.A.	9,627	18.10	174,248.70	
	UMICORE	19,009	23.02	437,682.22	
	UPM-KYMMENE OYJ	86,702	7.70	667,605.40	
	VOESTALPINE AG	19,598	27.52	539,336.96	
	WACKER CHEMIE AG	2,609	95.38	248,846.42	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	23,611	33.85	799,232.35	
	ALSTOM	33,636	47.70	1,604,437.20	
	BOSKALIS WESTMINSTER-CVA	9,416	24.58	231,492.36	
	BOUYGUES	37,294	35.43	1,321,512.89	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	64,141	33.92	2,175,662.72	
	EIFFAGE	6,754	37.13	250,776.02	
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	67,927	14.86	1,009,734.85	
	FERROVIAL SA	71,072	6.89	490,041.44	
	FINMECCANICA SPA	67,482	9.62	649,176.84	
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	6,369	24.94	158,874.70	
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	30,807	10.31	317,620.17	
	GEA GROUP AG	26,377	14.27	376,531.67	
	HOCHTIEF AG	7,091	55.17	391,210.47	
	KONE OYJ-B	25,628	29.97	768,071.16	
	LEGRAND SA	17,748	22.59	400,927.32	
	MAN SE	17,630	54.13	954,311.90	
	METSO OYJ	21,273	23.79	506,084.67	
	PHILIPS ELECTRONICS NV	162,143	22.07	3,578,496.01	
	PRYSMIAN SPA	16,788	12.83	215,390.04	
	SACYR VALLEHERMOSO SA	15,256	6.69	102,108.40	
	SAFRAN S.A.	31,683	14.96	474,136.09	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	39,309	81.21	3,192,283.89	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	SIEMENS AG-REG	137,194	65.16	8,939,561.04	
	SOLARWORLD AG	14,146	11.35	160,627.83	
	THALES SA	14,912	29.62	441,693.44	
	VALLOUREC	9,433	138.25	1,304,112.25	
	VINCI S.A.	73,148	38.90	2,845,822.94	
	WARTSILA OYJ	14,153	34.17	483,608.01	
	ZARDOYA OTIS SA	22,474	13.47	302,724.78	
	BIC	4,445	53.23	236,607.35	
	BUREAU VERITAS SA	8,251	35.89	296,128.39	
	RANDSTAD HOLDING NV	16,963	31.56	535,437.09	
	ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA	46,945	13.95	654,882.75	
	ADP	5,013	57.22	286,843.86	
	AIR FRANCE - KLM	22,527	10.23	230,563.84	
	ATLANTIA SPA	42,950	17.36	745,612.00	
	BRISA	30,014	6.18	185,756.64	
	DEUTSCHE POST AG-REG	141,086	12.31	1,736,768.66	
	FRAPORT AG	6,127	37.25	228,230.75	
	IBERIA LINEAS AER DE ESPANA	79,462	2.24	178,710.03	
	LUFTHANSA (REGD)	38,656	11.13	430,434.56	
	SOCIETE DES AUTOROUTES PARIS	3,817	53.80	205,354.60	
	TNT NV	61,860	19.73	1,220,807.10	
	VOPAK (KON)	5,207	53.91	280,709.37	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	55,209	30.43	1,680,285.91	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	8,813	22.74	200,407.62	
	DAIMLER AG	150,373	32.15	4,834,491.95	
	FIAT SPA	127,488	8.33	1,061,975.04	
	MICHELIN CLASS B (BROWN BDS)	24,480	52.65	1,288,872.00	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	17,695	18.78	332,312.10	
	PEUGEOT SA	25,367	20.66	524,209.05	
	PIRELLI & CO SPA	441,744	0.39	174,047.13	
	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE-PFD	14,590	37.97	553,982.30	
	RENAULT SA	30,883	32.29	997,212.07	
	VOLKSWAGEN AG	7,379	63.16	466,057.64	
	VOLKSWAGEN AG (PREF)	17,548	59.80	1,049,370.40	
	ADIDAS-SALOMON AG	32,268	37.44	1,208,113.92	
	CHRISTIAN DIOR	10,606	72.02	763,844.12	
	HERMES INTERNATIONAL	8,802	99.11	872,366.22	
	LUXOTTICA GROUP SPA	19,562	18.95	370,699.90	
	LVMH MOET HENNESSY LOUI V SA	40,848	79.55	3,249,458.40	
	PUMA AG	883	217.10	191,699.30	
	ACCOR SA	24,131	37.36	901,534.16	
AUTOGRILL SPA	16,968	9.43	160,093.08		
OPAP SA	37,234	15.50	577,127.00		
SODEXO	15,721	42.66	670,657.86		
TUI AG	24,036	7.35	176,664.60		
EUTELSAT COMMUNICATIONS	16,687	24.67	411,751.72		
GESTEVISION TELECINCO SA	17,128	10.30	176,418.40		
JC DECAUX SA	11,208	18.68	209,421.48		
LAGARDERE S.C.A.	19,679	27.31	537,433.49		

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	M6-METROPOLE TELEVISION	10,752	18.87	202,890.24	
	MEDIASET SPA	118,177	5.79	684,244.83	

PAGESJAUNES GROUPE SA	21,084	8.29	174,786.36
PUBLICIS GROUPE	19,612	28.27	554,529.30
REED ELSEVIER NV	120,666	8.41	1,015,766.38
SANOMAWSOY OYJ	13,586	14.95	203,110.70
SES	47,195	17.50	825,912.50
TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	19,572	11.80	230,949.60
VIVENDI SA	204,085	18.70	3,816,389.50
WOLTERS KLUWER	46,382	15.18	704,078.76
INDITEX	36,378	43.66	1,588,263.48
PPR	12,662	85.39	1,081,208.18
CARREFOUR SA	105,784	34.92	3,693,977.28
CASINO GUICHARD PERRACHON	9,194	58.73	539,963.62
COLRUYT SA	2,539	176.20	447,371.80
DELHAIZE GROUP	16,772	57.20	959,358.40
JERONIMO MARTINS	37,185	6.97	259,402.56
KESKO OYJ-B SHS	11,167	26.16	292,128.72
KONINKLIJKE AHOLD NV	198,739	9.02	1,792,824.51
METRO AG	18,916	39.20	741,507.20
ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	120,299	37.28	4,484,746.72
COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	30,465	16.99	517,600.35
DANONE	91,699	43.74	4,010,914.26
HEINEKEN HOLDING NV	18,385	29.35	539,599.75
HEINEKEN NV	40,850	35.13	1,435,060.50
KERRY GROUP PLC-A	23,342	22.38	522,580.69
PARMALAT SPA	283,981	1.86	528,488.64
PERNOD-RICARD	32,984	57.75	1,904,826.00
SUEDZUCKER AG	11,189	17.12	191,555.68
UNILEVER NV-CVA	271,623	22.79	6,190,288.17
BEIERSDORF AG	14,707	44.36	652,402.52
HENKEL AG & CO KGAA	21,660	31.86	690,195.90
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	29,708	36.80	1,093,254.40
L'OREAL	39,915	76.00	3,033,540.00
BIOMERIEUX	2,332	81.85	190,874.20
CELESIO AG	14,359	21.22	304,697.98
ESSILOR INTERNATIONAL	33,529	44.11	1,478,964.19
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & Co	31,906	37.42	1,193,922.52
FRESENIUS SE	4,761	46.90	223,290.90
FRESENIUS SE-PFD	13,439	50.43	677,728.77
BAYER AG	137,888	51.01	7,033,666.88
ELAN CORP PLC	82,629	5.30	437,933.70
GRIFOLS SA	21,583	11.33	244,535.39
IPSEN	4,258	38.95	165,849.10
MERCK KGAA	10,776	65.38	704,534.88
ORION OYJ	15,077	15.95	240,478.15
QIAGEN N.V.	37,767	15.92	601,439.47
SANOFI AVENTIS SA	175,489	54.71	9,601,003.19
UCB SA	16,817	33.60	565,135.28

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	ALPHA BANK A.E.	77,709	6.72	522,204.48	
	ANGLO IRISH BANK CORP PLC	126,938	0.01	1,269.38	
	BANCA CARIGE SPA	109,129	1.89	206,472.06	
	BANCA CARIGE SPA-RTS	109,129	0.01	1,189.50	
	BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	366,367	1.10	405,568.26	
	BANCA POPOLARE DI MILANO	66,565	4.42	294,550.12	

BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	593,700	10.22	6,067,614.00
BANCO COMERCIAL PORTUGUES-REG	396,284	0.74	294,439.01
BANCO DE SABADELL SA	150,069	3.59	539,798.19
BANCO DE VALENCIA SA	35,966	4.91	176,772.89
BANCO ESPIRITO SANTO-REG	88,634	3.80	336,809.20
BANCO POPOLARE SPA	106,796	4.64	495,533.44
BANCO POPULAR ESPANOL	144,491	4.99	721,010.09
BANCO SANTANDER SA	1,359,889	10.09	13,721,280.01
BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	94,092	4.20	395,186.40
BANK OF PIRAEUS	50,464	6.17	311,362.88
BANKINTER SA	47,968	6.00	287,808.00
BNP PARIBAS	157,877	53.08	8,380,111.16
COMMERZBANK AG	118,190	5.82	688,929.51
CREDIT AGRICOLE SA	154,709	10.75	1,663,121.75
DEUTSCHE POSTBANK AG	14,776	23.01	339,995.76
DEXIA	88,165	4.03	355,304.95
EFG EUROBANK ERGASIAS	53,885	5.70	307,144.50
ERSTE GROUP BANK AG	31,508	29.12	917,512.96
INTESA SANPAOLO	1,284,265	2.70	3,470,726.16
INTESA SANPAOLO-RNC	157,429	2.09	329,026.61
KBC GROUP	26,844	33.16	890,147.04
NATIONAL BANK OF GREECE	101,217	14.00	1,417,038.00
NATIXIS	145,474	3.43	499,557.71
RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	9,140	39.74	363,223.60
SOCIETE GENERALE	104,854	39.70	4,162,703.80
UNICREDIT SPA	2,730,442	1.98	5,417,196.92
UNIONE DI BANCHE ITALIANE SCPA	95,916	9.23	885,304.68
CNP -CIE NATL A PORTEFEUILLE	5,503	37.48	206,252.44
CRITERIA CAIXACORP SA	140,185	3.29	462,470.31
DEUTSCHE BANK AG-REG	98,737	47.74	4,713,704.38
DEUTSCHE BOERSE AG	32,515	50.38	1,638,105.70
EURAZEO	4,674	49.03	229,166.22
EXOR SPA	12,176	11.55	140,632.80
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	13,453	65.29	878,346.37
ING GROEP NV-CVA	606,170	6.83	4,145,596.63
MARFIN INVESTMENT GROUP SA	107,226	1.82	195,151.32
MARFIN INVESTMENT GROUP SA-RTS	107,226	0.01	1,072.26
MEDIOBANCA SPA	78,967	7.59	599,359.53
POHJOLA BANK PLC	23,033	7.94	182,882.02
AEGON NV	260,527	4.46	1,162,471.47
ALLIANZ SE-REG	75,543	82.41	6,225,498.63
ASSICURAZIONI GENERALI SPA	194,697	16.85	3,280,644.45
AXA	283,039	15.40	4,360,215.79

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	CNP ASSURANCES	6,192	64.12	397,031.04	
	FONDIARIA-SAI SPA	10,806	11.14	120,378.84	
	FORTIS	372,517	2.56	953,643.52	
	HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	10,180	32.48	330,697.30	
	MAPFRE SA	120,855	2.69	325,462.51	
	MEDIOLANUM SPA	36,978	4.08	151,147.57	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	32,916	110.90	3,650,384.40	
	SAMPO OYJ-A SHS	70,054	17.60	1,232,950.40	
	SCOR SE	27,635	17.75	490,659.42	
	UNIPOL GRUPPO FINANZIARIO SP	129,298	0.86	111,842.77	

VIENNA INSURANCE GROUP	6,403	36.57	234,157.71
IMMOEAST AG	69,517	3.65	253,737.05
ATOS ORIGIN	7,651	33.51	256,423.26
CAP GEMINI SA	24,433	33.83	826,690.55
DASSAULT SYSTEMS SA	10,944	41.35	452,534.40
INDRA SISTEMAS SA	16,626	15.08	250,720.08
SAP AG	143,081	32.90	4,708,080.30
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	21,228	11.75	249,429.00
ALCATEL-LUCENT	386,517	2.09	810,912.66
NEOPOST SA	5,264	58.18	306,259.52
NOKIA OYJ	624,444	9.88	6,172,628.94
BELGACOM SA	25,364	26.22	665,170.90
DEUTSCHE TELEKOM AG (REGD)	472,693	9.71	4,590,321.72
ELISA CORPORATION-A SHS	22,462	15.47	347,487.14
FRANCE TELECOM SA	309,011	17.12	5,290,268.32
HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	41,375	9.33	386,028.75
ILIAD SA	2,746	78.28	214,956.88
KONINKLIJKE KPN NV	278,612	11.80	3,287,621.60
MOBISTAR SA	5,004	42.43	212,319.72
PORTUGAL TELECOM SGPS SA (REGD)	97,167	7.72	750,517.90
TELECOM ITALIA SPA	1,673,365	1.14	1,917,676.29
TELECOM ITALIA-RNC	1,004,813	0.86	868,158.43
TELEFONICA S.A.	706,072	17.50	12,356,260.00
TELEKOM AUSTRIA AG	51,707	10.00	517,070.00
A2A SPA	185,120	1.26	234,176.80
ACCIONA S.A.	4,292	82.40	353,660.80
E.ON AG	316,970	26.93	8,536,002.10
EDP RENOVAVEIS SA	36,817	6.00	221,012.45
ELECTRICITE DE FRANCE	39,499	38.12	1,505,899.37
ENAGAS	30,229	15.57	470,665.53
ENEL SPA	1,097,561	3.97	4,362,804.97
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	291,512	2.86	834,890.36
FORTUM OYJ	74,065	18.84	1,395,384.60
GAS NATURAL SDG SA	37,332	13.62	508,461.84
GDF SUEZ	207,227	27.56	5,711,176.12
IBERDROLA RENOVABLES	140,867	3.14	442,885.84
IBERDROLA SA	613,052	6.06	3,715,095.12
OEST ELEKTRIZITATSWIRTS-A	13,008	30.29	394,012.32
PUBLIC POWER CORP	19,584	12.19	238,728.96

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
ユーロ	RED ELECTRICA CORPORACION SA	18,045	36.01	649,890.67	
	RWE AG	69,820	64.85	4,527,827.00	
	RWE AG-NON VTG PFD	6,585	59.25	390,161.25	
	SNAM RETE GAS	238,161	3.44	819,273.84	
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	44,910	16.20	727,542.00	
	TERNA SPA	216,865	2.97	644,089.05	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	65,843	24.18	1,592,412.95	
	ASML HOLDING NV	71,914	23.54	1,692,855.56	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	182,832	4.15	760,032.62	
	STMICROELECTRONICS NV	113,842	6.34	721,758.28	
	ユーロ 小計	29,970,379		375,065,451.01 (46,924,438,575)	
英ポンド	AMEC PLC	55,469	8.01	444,306.69	
	BG GROUP PLC	560,438	11.83	6,629,981.54	

BP PLC	3,125,480	5.81	18,168,415.24
CAIRN ENERGY PLC	229,580	3.49	803,070.84
PETROFAC LTD	34,991	10.46	366,005.86
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	591,215	17.91	10,591,616.72
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	449,507	17.28	7,767,480.96
TULLOW OIL PLC	133,818	12.30	1,645,961.40
ANGLO AMERICAN PLC	219,516	24.57	5,394,605.70
ANTOFAGASTA PLC	65,754	8.92	586,854.45
BHP BILLITON PLC	368,003	20.29	7,466,780.87
EURASIAN NATURAL RESOURCES	43,481	10.34	449,593.54
FRESNILLO PLC	30,271	7.74	234,297.54
JOHNSON MATTHEY PLC	35,796	15.98	572,020.08
KAZAKHMYS PLC	35,686	13.35	476,408.10
LONMIN PLC	25,742	18.86	485,494.12
RANDGOLD RESOURCES LTD	14,934	46.99	701,748.66
REXAM PLC	146,192	2.82	412,407.63
RIO TINTO PLC	228,625	34.14	7,805,257.50
VEDANTA RESOURCES PLC	22,747	25.54	580,958.38
XSTRATA PLC	317,889	10.87	3,457,042.87
BAE SYSTEMS PLC	590,111	3.66	2,162,166.70
BALFOUR BEATTY PLC	114,178	2.74	313,761.14
BUNZL PLC	55,242	6.53	360,730.26
COBHAM PLC	190,635	2.38	454,092.57
INVENSYS PLC	135,309	3.20	433,259.41
ROLLS-ROYCE GROUP PLC	309,040	5.24	1,620,914.80
SMITHS GROUP PLC	64,868	10.37	672,681.16
TOMKINS PLC	148,776	1.85	275,533.15
WOLSELEY PLC	47,329	14.39	681,064.31
CAPITA GROUP PLC	103,839	7.39	767,889.40
EXPERIAN PLC	171,079	6.18	1,058,123.61
G4S PLC	211,359	2.66	562,214.94
SERCO GROUP PLC	82,282	5.24	431,157.68
BRITISH AIRWAYS	97,383	2.10	205,088.59
FIRSTGROUP PLC	81,359	3.59	292,078.81
BURBERRY GROUP PLC	73,113	6.45	471,578.85

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
英ポンド	CARNIVAL PLC	27,384	23.81	652,013.04	
	COMPASS GROUP PLC	308,557	4.80	1,481,073.60	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	43,413	9.17	398,097.21	
	THOMAS COOK GROUP PLC	143,114	2.41	345,190.96	
	TUI TRABEL PLC	94,375	2.65	250,848.75	
	WHITBREAD PLC	29,445	14.41	424,302.45	
	BRITISH SKY BROADCASTING PLC	189,979	5.46	1,037,285.34	
	PEARSON PLC	135,109	8.89	1,201,119.01	
	REED ELSEVIER PLC	202,118	4.82	975,017.23	
	WPP PLC	208,966	6.00	1,253,796.00	
	CARPHONE WAREHOUSE GROUP	69,447	1.86	129,171.42	
	HOME RETAIL PLC	146,308	2.64	386,253.12	
	KINGFISHER PLC	393,660	2.19	863,690.04	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	263,300	3.42	901,539.20	
	NEXT PLC	32,865	19.41	637,909.65	
	MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	353,361	3.00	1,060,083.00	
	SAINSBURY (J) PLC	201,048	3.33	670,294.03	
	TESCO PLC	1,322,908	4.27	5,658,077.51	

ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	59,403	9.37	556,606.11
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	332,879	22.25	7,406,557.75
DIAGEO PLC	416,802	10.71	4,463,949.42
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	169,488	20.80	3,525,350.40
SABMILLER PLC	157,260	17.54	2,758,340.40
UNILEVER PLC	214,008	19.47	4,166,735.76
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	101,226	34.84	3,526,713.84
SMITH & NEPHEW PLC	147,427	6.65	980,389.55
ASTRAZENECA PLC	241,620	28.30	6,837,846.00
GLAXOSMITHKLINE PLC	865,137	12.35	10,684,441.95
SHIRE PLC	93,424	13.70	1,279,908.80
BARCLAYS PLC	1,902,454	3.12	5,940,412.61
HSBC HLDGS PLC	2,890,940	6.91	19,976,395.40
LLOYDS BANKING GROUP PLC	6,350,665	0.50	3,208,355.95
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	2,819,575	0.34	973,599.24
STANDARD CHARTERED PLC	335,151	15.14	5,074,186.14
3I GROUP PLC	162,666	2.68	437,408.87
ICAP PLC	87,484	3.36	293,946.24
INVESTEC PLC	70,167	4.60	323,329.53
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	24,809	6.65	164,979.85
MAN GROUP PLC	285,358	2.37	677,439.89
SCHRODERS PLC	20,492	11.94	244,674.48
ADMIRAL GROUP PLC	31,450	12.12	381,174.00
AVIVA PLC	456,706	3.79	1,731,372.44
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	977,394	0.76	751,615.98
OLD MUTUAL PLC	879,853	1.08	954,640.50
PRUDENTIAL PLC	420,866	6.04	2,542,030.64
RESOLUTION LTD	402,259	0.73	297,068.27
RSA INSURANCE GROUP PLC GRP	562,729	1.34	754,056.86
STANDARD LIFE PLC	369,025	1.96	726,610.22
AUTONOMY CORP PLC	35,918	14.98	538,051.64

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
英ポンド	SAGE GROUP PLC	218,758	2.28	500,080.78	
	BT GROUP PLC	1,292,344	1.18	1,532,719.98	
	CABLE & WIRELESS PLC	428,557	1.37	588,837.31	
	INMARSAT PLC	72,794	7.30	531,396.20	
	VODAFONE GROUP PLC	8,766,961	1.42	12,484,152.46	
	CENTRICA PLC	854,370	2.77	2,374,294.23	
	DRAX GROUP PLC	60,837	4.21	256,123.77	
	INTERNATIONAL POWER PLC	253,773	3.32	843,795.22	
	NATIONAL GRID PLC	410,724	6.50	2,669,706.00	
	SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	153,478	11.42	1,752,718.76	
	SEVERN TRENT PLC	39,909	11.49	458,554.41	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	113,642	5.40	614,235.01		
英ポンド 小計		47,927,175		220,913,208.49 (31,363,048,209)	
スイスフラン	GIVAUDAN-REG	1,276	876.00	1,117,776.00	
	HOLCIM LTD-REG	40,905	73.00	2,986,065.00	
	SYNGENTA AG	15,774	282.90	4,462,464.60	
	ABB LTD	367,944	21.34	7,851,924.96	
	GEBERIT AG-REG	6,483	185.00	1,199,355.00	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	3,591	84.95	305,055.45	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	8,207	85.45	701,288.15	
	ADECCO SA-REG	20,513	53.95	1,106,676.35	

SGS SA	913	1,413.00	1,290,069.00
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	9,005	96.85	872,134.25
CIE FINANC RICHEMONT-BR A	87,040	37.00	3,220,480.00
THE SWATCH GROUP AG-B	5,143	306.00	1,573,758.00
THE SWATCH GROUP AG-REG	7,240	58.10	420,644.00
ARYZTA AG	13,706	41.10	563,316.60
LINDT & SPRUENGLI AG-PC	145	2,197.00	318,565.00
LINDT & SPRUENGLI AG-REG	19	24,800.00	471,200.00
NESTLE SA-REGISTERD	578,181	52.70	30,470,138.70
NOBEL BIOCARE HOLDING AG-REG	20,641	27.98	577,535.18
SONOVA HOLDING AG	7,732	135.00	1,043,820.00
STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,304	258.50	337,084.00
SYNTHES INC	9,898	129.00	1,276,842.00
ACTELION LTD-REG	16,677	54.05	901,391.85
LONZA GROUP AG-REG	7,666	80.00	613,280.00
NOVARTIS AG-REG SHS	351,844	59.90	21,075,455.60
ROCHE HLDGS AG GENUSSCHINE	117,148	184.00	21,555,232.00
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	187,654	47.29	8,874,157.66
GAM HOLDING LTD	35,189	11.62	408,896.18
JULIUS BAER GROUP LTD	34,455	33.46	1,152,864.30
PARGESA HOLDING SA-BR	4,563	85.10	388,311.30
UBS AG REG	593,282	14.61	8,667,850.02
BALOISE HOLDING AG-REG	8,338	91.40	762,093.20
REINSURANCE (REGD)	57,584	48.70	2,804,340.80
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	4,815	135.60	652,914.00
ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	24,562	254.70	6,255,941.40
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	30,731	17.12	526,114.72

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
スイスフラン	SWISSCOM AG (REG)	3,887	379.90	1,476,671.30	
	BKW FMB ENERGIE AG	2,229	78.80	175,645.20	
スイスフラン 小計		2,686,284		138,457,351.77 (11,821,488,694)	
スウェーデン クローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	37,570	54.70	2,055,079.00	
	HOLMEN AB-B SHARES	8,807	176.00	1,550,032.00	
	SSAB AB-A SHARES	30,486	119.90	3,655,271.40	
	SSAB AB-B SHARES	13,868	109.00	1,511,612.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	94,985	104.60	9,935,431.00	
	ALFA LAVAL AB	56,298	105.20	5,922,549.60	
	ASSA ABLOY AB B	52,036	136.50	7,102,914.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	111,971	102.30	11,454,633.30	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	65,067	93.75	6,100,031.25	
	SANDVIK AB	168,135	81.50	13,703,002.50	
	SCANIA AB-B SHS	53,358	98.75	5,269,102.50	
	SKANSKA AB-B SHS	66,532	120.10	7,990,493.20	
	SKF AB-B SHS	64,888	115.60	7,501,052.80	
	VOLVO AB-A SHS	73,441	61.70	4,531,309.70	
	VOLVO AB-B SHS	181,436	62.15	11,276,247.40	
	SECURITAS AB-B SHS	52,864	75.25	3,978,016.00	
	ELECTROLUX AB-SER B	39,941	157.00	6,270,737.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	68,769	49.40	3,397,188.60	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	85,245	444.00	37,848,780.00	
	SWEDISH MATCH AB	41,853	161.50	6,759,259.50	
GETINGE AB-B SHS	33,373	164.00	5,473,172.00		
NORDEA BANK AB	538,569	68.20	36,730,405.80		

	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANK-A	253,285	42.64	10,800,072.40	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	81,600	193.30	15,773,280.00	
	SWEDBANK AB - A SHARES	101,875	66.30	6,754,312.50	
	INVESTOR AB-B SHS	75,949	127.90	9,713,877.10	
	ERICSSON(L.M.)TEL CLASS B	497,661	72.80	36,229,720.80	
	MILLICOM INTL CELLULAR-SDR	12,612	596.00	7,516,752.00	
	TELE2 AB -B SHS	50,301	107.80	5,422,447.80	
	TELIASONERA AB	374,376	50.00	18,718,800.00	
	スウェーデンクローナ 小計	3,387,151		310,945,583.15 (3,958,337,273)	
ノルウェー クローネ	SEADRILL LTD	46,650	130.50	6,087,825.00	
	STATOIL ASA	187,350	134.50	25,198,575.00	
	NORSK HYDRO ASA	113,750	41.45	4,714,937.50	
	YARA INTERNATIONAL ASA	31,650	252.00	7,975,800.00	
	ORKLA ASA	128,850	48.47	6,245,359.50	
	RENEWABLE ENERGY CORP AS	55,500	24.60	1,365,300.00	
	DNB NOR ASA	149,390	65.85	9,837,331.50	
	TELENOR ASA	138,400	75.20	10,407,680.00	
	ノルウェークローネ 小計	851,540		71,832,808.50 (1,111,971,875)	
デンマーク クローネ	NOVOZYMES A/S-B SHARES	7,690	555.00	4,267,950.00	
	VESTAS WIND SYSTEM AS	33,967	289.60	9,836,843.20	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	93	40,800.00	3,794,400.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
デンマーク クローネ	A P MOLLER MAERSK A/S	220	42,800.00	9,416,000.00	
	DSV A/S	35,310	89.00	3,142,590.00	
	CARLSBERG AS-B	17,837	388.20	6,924,323.40	
	COLOPLAST-B	3,797	604.00	2,293,388.00	
	WILLIAM DEMANT HOLDING	3,982	396.90	1,580,455.80	
	H LUNDBECK A/S	10,255	99.00	1,015,245.00	
	NOVO NORDISK AS-B	72,640	395.60	28,736,384.00	
	DANSKE BANK AS	75,739	125.20	9,482,522.80	
	TOPDANMARK A/S	2,411	635.00	1,530,985.00	
TRYGVESTA AS	4,132	317.00	1,309,844.00		
	デンマーククローネ 小計	268,073		83,330,931.20 (1,400,792,953)	
オーストラリ アドル	ARROW ENERGY LTD	97,089	3.50	339,811.50	
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	22,511	9.98	224,659.78	
	ENERGY RESOURCES OF AUST	11,132	18.41	204,940.12	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	145,894	16.39	2,391,202.66	
	PALADIN ENERGY LTD	99,039	3.84	380,309.76	
	SANTOS	138,283	13.41	1,854,375.03	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	89,685	43.61	3,911,162.85	
	WORLEYPARSONS LTD	27,663	24.47	676,913.61	
	ALUMINA LTD	411,968	1.62	667,388.16	
	AMCOR LTD	202,930	5.90	1,197,287.00	
	BHP BILLITON LTD	559,603	41.00	22,943,723.00	
	BLUESCOPE STEEL LIMITED	304,022	2.46	747,894.12	
	BORAL LIMITED	100,095	5.50	550,522.50	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	206,230	4.89	1,008,464.70	
	INCITEC PIVOT LTD	270,081	3.45	931,779.45	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	72,978	7.55	550,983.90	
NEWCREST MINING LIMITED	80,595	31.80	2,562,921.00		
NUFARM LTD	29,523	10.02	295,820.46		

ONESTEEL LIMITED	223,831	3.46	774,455.26
ORICA LIMITED	60,021	24.85	1,491,521.85
OZ MINERALS LTD	526,962	0.98	516,422.76
RIO TINTO LTD	72,660	71.00	5,158,860.00
SIMS METAL MANAGEMENT LTD	24,612	19.00	467,628.00
CSR	239,967	1.64	393,545.88
LEIGHTON HOLDINGS LIMITED	24,843	37.89	941,301.27
BRAMBLES LTD	233,766	6.81	1,591,946.46
ASCIANO GROUP	454,618	1.75	797,854.59
INTOLL GROUP	381,838	1.11	423,840.18
MAP GROUP	123,538	3.10	382,967.80
QANTAS AIRWAYS LIMITED	185,070	2.74	507,091.80
TOLL HOLDINGS LIMITED	110,181	8.31	915,604.11
TRANSURBAN GROUP	194,895	5.27	1,027,096.65
BILLABONG INTERNATIONAL LTD	33,861	10.47	354,524.67
ARISTOCRAT LEISURE LTD	67,636	4.30	290,834.80
CROWN LTD	81,644	7.57	618,045.08
TABCORP HOLDINGS LIMITED	101,922	6.73	685,935.06
TATTS GROUP LTD	203,700	2.33	474,621.00

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
オーストラリアドル	FAIRFAX MEDIA LTD	357,363	1.78	637,892.95	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	89,674	3.71	332,690.54	
	METCASH LTD	129,133	4.07	525,571.31	
	WESFARMERS LTD	167,599	31.20	5,229,088.80	
	WESFARMERS LTD-PPP	25,336	31.32	793,523.52	
	WOOLWORTHS LIMITED	205,187	25.82	5,297,928.34	
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	92,859	11.14	1,034,449.26	
	FOSTER'S GROUP LTD	321,440	5.50	1,767,920.00	
	GOODMAN FIELDER LTD	214,651	1.51	324,123.01	
	COCHLEAR LIMITED	9,463	64.10	606,578.30	
	SONIC HEALTHCARE LTD	61,574	14.32	881,739.68	
	CSL LIMITED	99,432	34.07	3,387,648.24	
	AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	417,556	21.96	9,169,529.76	
	BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	52,773	10.00	527,730.00	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	253,250	52.81	13,374,132.50	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	349,425	25.25	8,822,981.25	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	490,329	25.46	12,483,776.34	
	ASX LTD	28,550	36.65	1,046,357.50	
	MACQUARIE GROUP LTD	55,473	46.25	2,565,626.25	
	AMP LIMITED	335,770	6.30	2,115,351.00	
	AXA ASIA PACIFIC HOLDINGS	169,685	6.38	1,082,590.30	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	345,394	3.93	1,357,398.42	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	168,824	23.35	3,942,040.40	
	SUNCORP-METWAY LIMITED	209,659	9.00	1,886,931.00	
	LEND LEASE GROUP	73,388	9.09	667,096.92	
	COMPUTERSHARE LTD	74,122	11.89	881,310.58	
TELSTRA CORPORATION LTD	726,178	3.16	2,294,722.48		
AGL ENERGY LTD	74,624	13.86	1,034,288.64		
SP AUSNET	223,739	0.92	205,839.88		
	オーストラリアドル 小計	12,037,336		143,531,113.99 (11,878,634,993)	
ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LTD	100,791	7.92	798,264.72	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	144,797	1.85	267,874.45	
	SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	95,896	3.17	303,990.32	

	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	312,130	2.34	730,384.20	
	CONTACT ENERGY LIMITED	50,808	5.70	289,605.60	
	ニュージーランドドル 小計	704,422		2,390,119.29 (153,732,472)	
香港ドル	MONGOLIA ENERGY CO LTD	509,000	3.40	1,730,600.00	
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	356,000	53.85	19,170,600.00	
	NWS HOLDINGS LTD	139,000	13.28	1,845,920.00	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	197,000	13.96	2,750,120.00	
	HONG KONG AIRCRAFT ENGINEER	11,200	100.30	1,123,360.00	
	MTR CORPORATION	239,000	26.45	6,321,550.00	
	ORIENT OVERSEAS INTL LTD	37,000	52.50	1,942,500.00	
	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	110,000	24.10	2,651,000.00	
	SANDS CHINA LTD	335,600	10.12	3,396,272.00	
	SHANGRI-LA ASIA LTD	220,000	12.86	2,829,200.00	
	TELEVISION BROADCASTS LTD	48,000	36.30	1,742,400.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
香港ドル	ESPRIT HOLDINGS LTD	191,678	54.15	10,379,363.70	
	LI & FUNG LTD	378,200	35.10	13,274,820.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	98,500	12.88	1,268,680.00	
	BANK OF EAST ASIA LIMITED	245,820	27.05	6,649,431.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	617,500	17.30	10,682,750.00	
	HANG SENG BANK LTD	127,600	108.90	13,895,640.00	
	WING HANG BANK LIMITED	30,000	64.00	1,920,000.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	170,500	127.20	21,687,600.00	
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	232,000	91.75	21,286,000.00	
	CHINESE ESTATES HOLDINGS LTD	114,500	12.30	1,408,350.00	
	HANG LUNG GROUP LTD	134,000	37.30	4,998,200.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	346,000	28.20	9,757,200.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	179,585	48.55	8,718,851.75	
	HOPEWELL HOLDINGS	96,500	22.85	2,205,025.00	
	HYSAN DEVELOPMENT CO	106,000	19.52	2,069,120.00	
	KERRY PROPERTIES LTD	121,000	35.30	4,271,300.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	423,000	13.38	5,659,740.00	
	SINO LAND CO	282,000	12.94	3,649,080.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	236,000	100.10	23,623,600.00	
	SWIRE PACIFIC CL A	128,500	85.85	11,031,725.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	230,000	39.45	9,073,500.00	
	WHEELOK & CO LTD	155,000	21.30	3,301,500.00	
	FOXCONN INTERNATIONAL HLDGS	358,000	8.09	2,896,220.00	
PCCW LTD	622,000	2.14	1,331,080.00		
CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	76,000	29.75	2,261,000.00		
CLP HOLDINGS LTD	341,500	53.05	18,116,575.00		
HONG KONG & CHINA GAS	655,970	17.02	11,164,609.40		
HONGKONG ELECTRIC HOLDINGS	231,500	43.30	10,023,950.00		
ASM PACIFIC TECHNOLOGY	33,200	67.40	2,237,680.00		
	香港ドル 小計	9,163,853		284,346,112.85 (3,360,971,053)	
シンガポール ドル	COSCO CORP SINGAPORE LTD	174,000	1.27	220,980.00	
	FRASER & NEAVE LTD	164,500	3.99	656,355.00	
	KEPPEL CORP LTD	213,000	8.39	1,787,070.00	
	NOBLE GROUP LTD	255,800	2.96	757,168.00	
	SEMBICORP INDUSTRIES LIMITED	166,000	3.54	587,640.00	
	SEMBICORP MARINE LTD	138,400	3.37	466,408.00	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	229,000	3.10	709,900.00	

YANGZIJIANG SHIPBUILDING	274,000	1.03	282,220.00
COMFORTDELGRO CORP LTD	317,000	1.55	491,350.00
NEPTUNE ORIENT LINES LTD	151,000	1.66	250,660.00
SINGAPORE AIRLINES LTD	89,600	14.68	1,315,328.00
GENTING SINGAPORE PLC	781,400	0.94	734,516.00
SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	269,250	3.73	1,004,302.50
JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	21,000	23.62	496,020.00
OLAM INTERNATIONAL LTD	199,800	2.47	493,506.00
GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	1,113,720	0.54	606,977.40
WILMAR INTERNATIONAL LTD	213,000	6.39	1,361,070.00
DBS GROUP HOLDINGS LTD	286,000	14.10	4,032,600.00

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
シンガポール ドル	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	423,000	8.54	3,612,420.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	204,000	18.60	3,794,400.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	143,000	7.74	1,106,820.00	
	CAPITALAND LIMITED	425,000	3.90	1,657,500.00	
	CAPITAMALLS ASIA LTD	227,000	2.20	499,400.00	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	85,000	10.82	919,700.00	
	UOL GROUP LTD	87,400	3.90	340,860.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,328,880	3.01	3,999,928.80	
	STARHUB LTD	100,000	2.13	213,000.00	
シンガポールドル 小計		8,079,750		32,398,099.70 (2,110,088,233)	
合計		173,343,031		286,845,998,006 (286,845,998,006)	

B．株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	シンガポール ドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	227,000	435,840.00	
		CAPITAMALL TRUST	375,600	676,080.00	
シンガポールドル 小計			602,600	1,111,920.00 (72,419,349)	
投資信託受益証券 合計			602,600	72,419,349 (72,419,349)	
投資証券	米ドル	AMB PROPERTY CORP	24,400	579,744.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	13,329	1,050,591.78	
		BOSTON PROPERTIES INC	23,100	1,537,767.00	
		DUKE REALTY CORP	37,900	422,585.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	45,700	1,620,522.00	
		FED REALTY INVS TRUST	10,200	698,598.00	
		HCP INC	48,500	1,449,180.00	
		HEALTH CARE REIT INC	19,300	807,898.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	102,181	1,196,539.51	
		KIMCO REALTY CORP	59,700	818,487.00	
		LIBERTY PROPERTY TRUST	17,500	530,600.00	
		PLUM CREEK TIMBER CO	27,200	996,880.00	
		PROLOGIS	73,900	937,791.00	
		PUBLIC STORAGE INC	21,200	1,732,040.00	
		REGENCY CENTERS CORP	13,600	466,344.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	47,565	3,696,751.80	
		VENTAS INC	26,200	1,181,358.00	
VORNADO REALTY TRUST	26,949	1,768,393.38			
米ドル 小計			638,424	21,492,070.47 (1,972,542,227)	

カナダドル	ARC ENERGY TRUST UNITS	19,400	431,262.00	
	CANADIAN OIL SANDS TRUST	39,600	1,167,804.00	
	CRESCENT POINT ENERGY CORP	29,700	1,164,240.00	
	ENERPLUS RESOURCES FUND	28,300	656,560.00	
	GROUPE AEROPLAN INC	33,800	383,630.00	
	PENN WEST ENERGY TRUST	69,978	1,426,151.64	
	PROVIDENT ENERGY TRUST-UTS	43,700	364,458.00	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考	
投資証券	カナダドル	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	18,400	346,840.00		
		VERMILION ENERGY TRUST	6,300	214,515.00		
		YELLOW PAGES INCOME FUND	44,000	260,920.00		
	カナダドル 小計			333,178	6,416,380.64 (567,015,557)	
	ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	1,605,584	0.00		
		CORIO NV	9,025	399,491.62		
		FONCIERE DES REGIONS	3,932	279,172.00		
		GECINA SA	3,131	239,865.91		
		ICADE	3,323	242,279.93		
		KLEPIERRE	15,361	422,657.91		
		UNIBAIL	14,724	2,160,747.00		
	ユーロ 小計			1,655,080	3,744,214.37 (468,438,659)	
	英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	143,872	646,273.02		
		HAMMERSON PLC	116,084	453,772.35		
		LAND SECURITIES GROUP PLC	126,060	813,087.00		
		LIBERTY INTERNATIONAL PLC	78,572	373,688.43		
		SEGRO PLC	122,445	395,374.90		
	英ポンド 小計			587,033	2,682,195.70 (380,791,323)	
	オーストラリアドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	291,303	543,280.09		
		DEXUS PROPERTY GROUP	794,410	651,416.20		
		GOODMAN GROUP	965,136	559,778.88		
		GPT GROUP	1,427,201	863,456.60		
		MIRVAC GROUP	426,272	633,013.92		
		STOCKLAND	385,338	1,514,378.34		
		WESTFIELD GROUP	345,891	3,998,499.96		
	オーストラリアドル 小計			4,635,551	8,763,823.99 (725,294,073)	
	香港ドル	LINK REIT	361,500	6,890,190.00		
香港ドル 小計			361,500	6,890,190.00 (81,442,045)		
投資証券 合計			8,210,766	4,195,523,884 (4,195,523,884)		
合計				4,267,943,233 (4,267,943,233)		

(注) 有価証券明細表注記

1. 通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (注1)	組入投資信託 受益証券 時価比率 (注2)	組入投資証券 時価比率 (注3)	有価証券の 合計金額に 対する比率
----	-----	----------------------	--------------------------------	------------------------	-------------------------

米ドル	597	98.8%		1.2%	54.7%
カナダドル	99	96.5%		3.5%	5.6%
ユーロ	274	99.0%		1.0%	16.3%
英ポンド	103	98.8%		1.2%	10.9%
スイスフラン	37	100.0%			4.1%
スウェーデンクローナ	30	100.0%			1.4%
ノルウェークローネ	8	100.0%			0.4%
デンマーククローネ	13	100.0%			0.5%
オーストラリアドル	73	94.2%		5.8%	4.3%
ニュージーランドドル	5	100.0%			0.1%
香港ドル	41	97.6%		2.4%	1.2%
シンガポールドル	29	96.7%	3.3%		0.7%
合計	1,309	98.5%	0.0%	1.4%	100.0%

（注1）組入株式時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する株式の比率であります。

（注2）組入投資信託受益証券時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する投資信託受益証券の比率であります。

（注3）組入投資証券時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する投資証券の比率であります。

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記事項（デリバティブ取引関係）に記載したとおりであります。

不動産等明細表

該当事項はありません。

商品明細表

該当事項はありません。

商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成22年3月31日

資産総額	4,620,750,376 円
負債総額	12,003,928 円
純資産総額（ - ）	4,608,746,448 円
発行済口数	4,925,711,750 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9357 円
1万口当たり純資産額	9,357 円

<参考>

マザーファンドの現況（平成22年3月31日）

純資産額計算書

（中央三井外国株式マザーファンド）

資産総額	310,143,005,842 円
負債総額	562,758,414 円
純資産総額（ - ）	309,580,247,428 円
発行済口数	305,071,412,833 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0148 円
1万口当たり純資産額	10,148 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期計算期間	2,438,376,984	1,114,538	2,437,262,446
第2期計算期間	86,207,087	9,410,823	2,514,058,710
第3期計算期間	163,767,273	2,481,653,896	196,172,087
第4期計算期間	521,056,648	116,728,201	600,500,534
第5期計算期間	929,578,685	217,052,787	1,313,026,432
第6期計算期間	1,171,301,823	469,392,703	2,014,935,552
第7期計算期間	10,400,405,401	9,037,683,589	3,377,657,364
第8期計算期間	1,494,090,471	675,203,686	4,196,544,149
第9期計算期間	1,224,686,205	459,787,688	4,961,442,666

（注1）設定及び解約の実績は、全て本邦内における実績です。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間中の募集に係る設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：3億円

会社の発行可能株式総数：16,000株

発行済株式総数：5,050株

平成11年7月1日に中信投資顧問株式会社と合併し、資本金を2億円から2億5,250万円に、発行済株式総数を4,000株から5,050株に変更しています。

また、平成12年6月30日に資本準備金を資本金に繰入れし、資本金を2億5,250万円から3億円に増資いたしました。（新株発行はしない無償増資。）

(2) 委託会社の機構

会社取締役3名以上、監査役1名以上をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとします。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

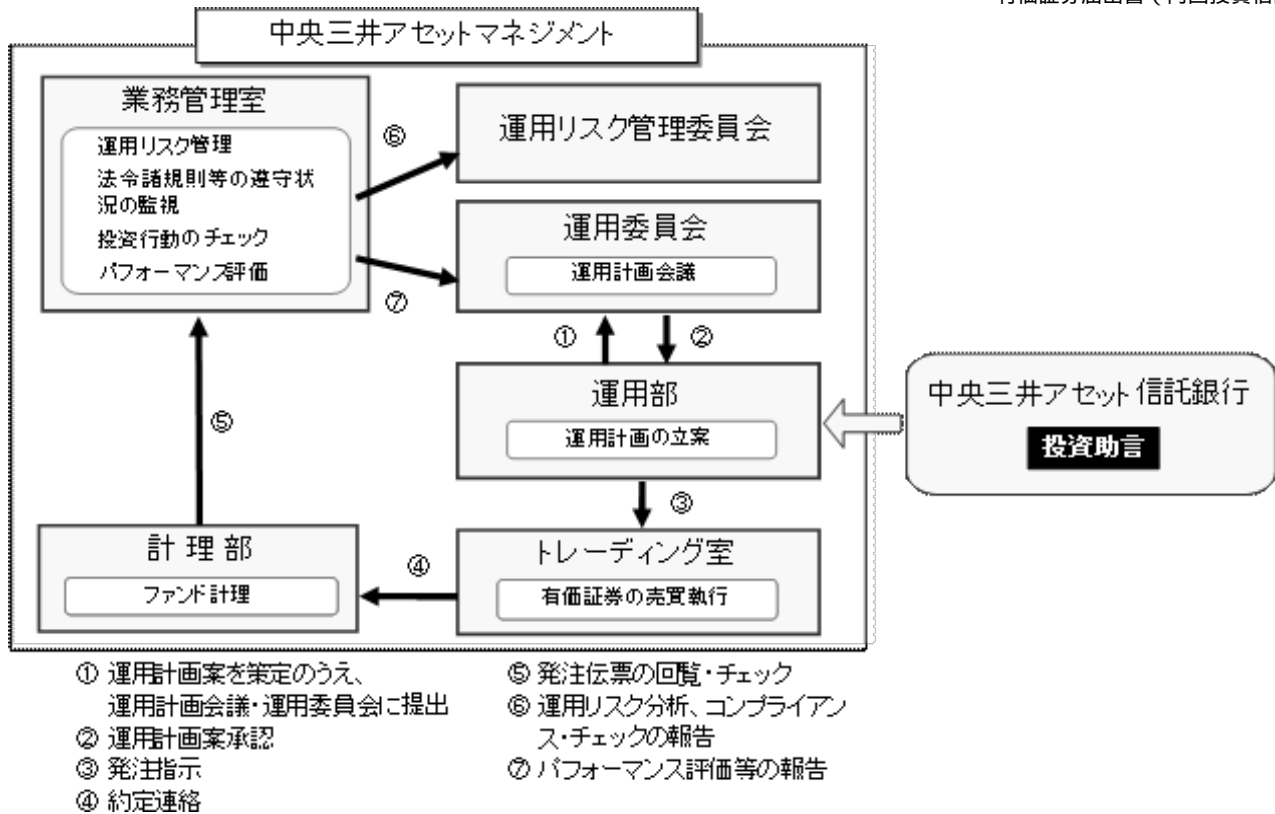
取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長にさしつかえがあるときは、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が順位に従い、その職務を代行します。

取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

委託会社は運用に当たり、中央三井トラスト・グループの運用会社として、クオリティの高い資産運用、スキル、ノウハウを結集し、分析力、運用力の向上を図っています。なお、その意思決定機構は以下のとおりです。



上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な運用方針が変更されるものではありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

平成22年3月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている公募の証券投資信託は次のとおりです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	55	429,370
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	24	152,952
単位型公社債投資信託	-	-
合計	79	582,322

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」といいます。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

ただし、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受け、第24期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第22期 平成20年3月31日		第23期 平成21年3月31日	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1. 現金・預金		615,636	1,464,505	
2. 前払費用		397,534	130,306	
3. 未収委託者報酬		1,587,133	972,672	
4. 未収収益				
(1) 投資顧問報酬	493		-	
(2) その他	320	814	170	170
5. 繰延税金資産		37,141	29,168	
6. その他 2		36,684	5,391	
流動資産 計		2,674,945	2,602,216	87.5
固定資産				
1. 有形固定資産 1				
(1) 建物		28,036	29,232	
(2) 器具備品		78,121	54,113	
有形固定資産 計		106,157	83,346	2.8
2. 無形固定資産				
(1) ソフトウェア		88,137	100,593	
(2) 電話加入権		1,847	1,847	
(3) 電話施設利用権		98	78	
無形固定資産 計		90,083	102,518	3.5
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券		65,000	65,000	
(2) 長期貸付金		44,788	42,388	
(3) 長期差入保証金		84,348	87,326	
(4) 長期前払費用		5,510	7,457	
(5) 会員権		25,000	25,000	
(6) 貸倒引当金		44,788	42,388	
投資その他の資産 計		179,859	184,784	6.2
固定資産 計		376,100	370,648	12.5
資産 合計		3,051,045	2,972,864	100.0

科目	第22期 平成20年3月31日		第23期 平成21年3月31日	
	金額（千円）	構成比 （％）	金額（千円）	構成比 （％）
（負債の部）				
流動負債				
1．預り金		32,286	3,008	
2．未払金				
（1）未払手数料	497,835		316,013	
（2）その他未払金	105,201	603,037	71,990	388,004
3．未払費用		312,034		246,794
4．未払法人税等		259,393		103,823
5．未払消費税等		31,383		-
6．賞与引当金		35,351		45,488
流動負債計		1,273,487	41.8	787,118
固定負債				
1．退職給付引当金		11,007		16,535
2．役員退職慰労引当金		8,150		22,100
固定負債計		19,157	0.6	38,635
負債合計		1,292,645	42.4	825,754
（純資産の部）				
株主資本				
1．資本金		300,000	9.8	300,000
2．資本剰余金				
（1）資本準備金		50,000		50,000
資本剰余金計		50,000	1.6	50,000
3．利益剰余金				
（1）利益準備金		25,401		25,401
（2）その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,382,999		1,771,709
利益剰余金計		1,408,400	46.2	1,797,110
株主資本計		1,758,400	57.6	2,147,110
純資産合計		1,758,400	57.6	2,147,110
負債・純資産合計		3,051,045	100.0	2,972,864

(2) 【損益計算書】

科目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	
	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益				
1. 委託者報酬		13,110,388		11,250,556
2. その他営業収益				
(1) 投資顧問料	14,182	14,182	7,937	7,937
営業収益 計		13,124,570		11,258,493
100.0				100.0
営業費用				
1. 支払手数料		4,971,955		4,424,596
2. 広告宣伝費		771,725		305,210
3. 公告費		24,864		-
4. 受益証券発行費		414		250
5. 調査費				
(1) 調査費	226,207		229,875	
(2) 委託調査費	3,992,966	4,219,174	3,355,436	3,585,312
6. 委託計算費		471		-
7. 営業雑経費				
(1) 通信費	12,633		15,143	
(2) 印刷費	265,300		284,199	
(3) 協会費	13,076		13,436	
(4) 諸会費	57	291,066	317	313,096
営業費用 計		10,279,674		8,628,465
78.3				76.6
一般管理費				
1. 給料				
(1) 役員報酬	48,578		50,723	
(2) 給料・手当	461,290		561,245	
(3) 賞与	103,468	613,337	130,680	742,649
2. 役員退職金		800		-
3. 福利厚生費		156,327		191,032
4. 交際費		1,596		2,300
5. 寄付金		-		300
6. 旅費交通費		25,255		27,150
7. 租税公課		11,419		11,916
8. 不動産賃借料		82,419		109,171
9. 退職給付費用		3,950		6,212
10. 役員退職慰労引当金繰入		6,950		16,350
11. 賞与引当金繰入		35,351		45,488
12. 減価償却費		46,548		61,317
13. 諸経費		483,651		507,792
一般管理費 計		1,467,609		1,721,681
11.2				15.3
営業利益		1,377,286		908,346
				8.1

科目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	
	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益				
1. 受取配当金	2,738		7,549	
2. 有価証券利息	64		-	
3. 受取利息	1,513		1,965	
4. 雑収入	3,796		3,884	
営業外収益 計	8,113	0.0	13,398	0.1
営業外費用				
1. 雑損失	16,240		391	
営業外費用 計	16,240	0.1	391	0.0
経常利益	1,369,159	10.4	921,353	8.2
特別利益				
1. 貸倒引当金戻入	2,400		2,400	
特別利益 計	2,400	0.0	2,400	0.0
特別損失				
1. 固定資産除却損 1	814		-	
2. 役員退職慰労引当金繰入	13,600		-	
特別損失 計	14,414	0.1	-	0.0
税引前当期純利益	1,357,144	10.3	923,753	8.2
法人税、住民税及び事業税	551,986		376,581	
法人税等調整額	8,340	560,326	7,972	384,553
当期純利益		796,817		539,200
		6.1		4.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

		第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
株主資本		(単位：千円)	(単位：千円)
資本金	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000	50,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	50,000	50,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高	25,401	25,401
	当期変動額	-	-
	当期末残高	25,401	25,401
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前期末残高	1,088,152	1,382,999
	当期変動額 剰余金の配当	501,970	150,490
	当期純利益	796,817	539,200
	当期末残高	1,382,999	1,771,709
利益剰余金合計	前期末残高	1,113,553	1,408,400
	当期変動額	294,847	388,710
	当期末残高	1,408,400	1,797,110
株主資本合計	前期末残高	1,463,553	1,758,400
	当期変動額	294,847	388,710
	当期末残高	1,758,400	2,147,110
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前期末残高	48	-
	当期変動額 (純額)	48	-
	当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計	前期末残高	48	-
	当期変動額	48	-
	当期末残高	-	-
純資産合計	前期末残高	1,463,505	1,758,400
	当期変動額	294,895	388,710
	当期末残高	1,758,400	2,147,110

重要な会計方針

項目	期別 第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のないもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	<p>定率法を採用しております。</p> <p>なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p>	<p>同左</p>
(2) 無形固定資産	<p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)を耐用年数としております。</p>	<p>同左</p>
3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
(2) 賞与引当金	<p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しております。</p>	<p>同左</p>
(3) 退職給付引当金	<p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による期末退職給付債務相当額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
(4) 役員退職慰労引当金	<p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。</p>	<p>同左</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によって処理しております。</p>	<p>-</p>
5. 消費税等の会計処理	<p>税抜方式を採用しております。</p>	<p>同左</p>

会計方針の変更

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<p>1. 役員に対する退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号）の公表を踏まえ、当事業年度から引当金を計上する方法を適用し、内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ経常利益が6,950千円、税引前当期純利益が20,550千円減少しております。</p> <p>2. 法人税法の改正により、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	-

追加情報

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<p>法人税法の改正により、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 当該変更による損益に与える影響は軽微であります。</p>	-

注記事項

1. 貸借対照表関係

項目	期別	第22期 (平成20年3月31日)	第23期 (平成21年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却 累計額		建物 18,588千円 器具備品 141,460千円	建物 23,636千円 器具備品 161,247千円
2. 担保資産		その他のうち、次のものを供託しております。 取戻し手続中の投資顧問業の営業保証金 (25,000千円) 預け金 26,000千円	-

2. 損益計算書関係

項目	期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 固定資産除却損の内容		建物附属設備 814千円	-

3. 株主資本等変動計算書関係

項目	期別	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)																																																
1. 発行済株式に関する事項		<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>5,050</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050																																		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末																																														
普通株式(株)	5,050	-	-	5,050																																														
2. 自己株式に関する事項		該当事項はありません。																																																
3. 新株予約権等に関する事項		該当事項はありません。																																																
4. 配当に関する事項		(1) 配当金支払額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>1株当たり 配当額(円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年6月29日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>100,495</td> <td>19,900</td> <td>平成19年3月31日</td> <td>平成19年6月29日</td> </tr> <tr> <td>平成19年9月20日 臨時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成19年9月19日</td> <td>平成19年9月21日</td> </tr> <tr> <td>平成19年11月15日 取締役会</td> <td>普通株式</td> <td>100,495</td> <td>19,900</td> <td>平成19年9月30日</td> <td>平成19年11月29日</td> </tr> <tr> <td>平成20年3月26日 臨時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成19年12月31日</td> <td>平成20年3月27日</td> </tr> </tbody> </table> (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>配当の 原資</th> <th>1株当たり 配当額 (円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年6月26日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>利益 剰余金</td> <td>29,800</td> <td>平成20年3月31日</td> <td>平成20年6月27日</td> </tr> </tbody> </table>					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日	平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日	平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日	平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日	決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日																																													
平成19年6月29日 定時株主総会	普通株式	100,495	19,900	平成19年3月31日	平成19年6月29日																																													
平成19年9月20日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年9月19日	平成19年9月21日																																													
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	100,495	19,900	平成19年9月30日	平成19年11月29日																																													
平成20年3月26日 臨時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成19年12月31日	平成20年3月27日																																													
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日																																												
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	利益 剰余金	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日																																												

期別	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																
項目																	
1. 発行済株式に関する事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>前事業年度末</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td>5,050</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table>					株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	5,050	-	-	5,050		
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末													
普通株式(株)	5,050	-	-	5,050													
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。																
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。																
4. 配当に関する事項	(1) 配当金支払額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額 (千円)</th> <th>1株当たり 配当額(円)</th> <th>基準日</th> <th>効力発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年6月26日 定時株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>150,490</td> <td>29,800</td> <td>平成20年3月31日</td> <td>平成20年6月27日</td> </tr> </tbody> </table> (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日												
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	150,490	29,800	平成20年3月31日	平成20年6月27日												

4. リース取引関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略しております。	同左

5. 有価証券関係

第22期 (平成20年3月31日)	第23期 (平成21年3月31日)								
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。								
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。								
3. 時価評価されていない有価証券 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>貸借対照表計上額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td> <td>65,000</td> </tr> </tbody> </table>	内容	貸借対照表計上額(千円)	その他有価証券 非上場株式	65,000	3. 時価評価されていない有価証券 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>貸借対照表計上額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他有価証券 非上場株式</td> <td>65,000</td> </tr> </tbody> </table>	内容	貸借対照表計上額(千円)	その他有価証券 非上場株式	65,000
内容	貸借対照表計上額(千円)								
その他有価証券 非上場株式	65,000								
内容	貸借対照表計上額(千円)								
その他有価証券 非上場株式	65,000								
4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。	4. その他有価証券のうち満期があるものの決算日後における償還予定額 該当事項はありません。								

6. デリバティブ関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

7. 退職給付関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成20年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">11,007千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,007千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">3,950千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,950千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	11,007千円	退職給付引当金	11,007千円	勤務費用	3,950千円	退職給付費用	3,950千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">16,535千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">16,535千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付債務は、簡便法により算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 （平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">6,212千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,212千円</td> </tr> </table> <p>（注）退職給付費用は、簡便法により算定しております。</p>	退職給付債務	16,535千円	退職給付引当金	16,535千円	勤務費用	6,212千円	退職給付費用	6,212千円
退職給付債務	11,007千円																
退職給付引当金	11,007千円																
勤務費用	3,950千円																
退職給付費用	3,950千円																
退職給付債務	16,535千円																
退職給付引当金	16,535千円																
勤務費用	6,212千円																
退職給付費用	6,212千円																

8. 税効果会計関係

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,224千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">14,384千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">19,725千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">11,578千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63,912千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">26,771千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,141千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	18,224千円	賞与引当金繰入超過額	14,384千円	未払事業税	19,725千円	その他	11,578千円	繰延税金資産小計	63,912千円	評価性引当額	26,771千円	繰延税金資産合計	37,141千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">17,247千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td style="text-align: right;">18,509千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,540千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">18,609千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">62,906千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">33,738千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,168千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金繰入超過額	17,247千円	賞与引当金繰入超過額	18,509千円	未払事業税	8,540千円	その他	18,609千円	繰延税金資産小計	62,906千円	評価性引当額	33,738千円	繰延税金資産合計	29,168千円
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	18,224千円																																
賞与引当金繰入超過額	14,384千円																																
未払事業税	19,725千円																																
その他	11,578千円																																
繰延税金資産小計	63,912千円																																
評価性引当額	26,771千円																																
繰延税金資産合計	37,141千円																																
繰延税金資産																																	
貸倒引当金繰入超過額	17,247千円																																
賞与引当金繰入超過額	18,509千円																																
未払事業税	8,540千円																																
その他	18,609千円																																
繰延税金資産小計	62,906千円																																
評価性引当額	33,738千円																																
繰延税金資産合計	29,168千円																																

9. 関連当事者情報

第22期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

兄弟会社

項目	第22期 （平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで）
1. 会社等の名称	親会社の子会社 中央三井信託銀行株式会社（注5） （注）親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社
2. 住所	東京都港区
3. 資本金	379,197百万円
4. 事業の内容又は職業	銀行業務・信託業務
5. 議決権等の所有（被所有） 割合	該当なし
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託販売
7. 取引の内容	投資信託に係る営業費用の支払（注1） 取引金額 4,752,651千円 未払手数料 475,539千円
1. 会社等の名称	親会社の子会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 （注）親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社
2. 住所	東京都港区
3. 資本金	11,000百万円
4. 事業の内容又は職業	信託業務
5. 議決権等の所有（被所有） 割合	該当なし
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 投資信託委託 投資顧問
7. 取引の内容	支払投資顧問料（注2） 取引金額 3,926,590千円 未払費用 265,697千円 前払費用 360,595千円

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)
1. 会社等の名称	親会社の子会社 中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社
2. 住所	東京都目黒区
3. 資本金	200百万円
4. 事業の内容又は職業	情報処理サービス業
5. 議決権等の所有(被所有)割合	該当なし
6. 関係内容	役員の兼任等 なし 事業上の関係 システムの管理・開発委託
7. 取引の内容	器具・備品の購入(注3) 取引金額 37,152千円 ソフトウェアの購入(注4) 取引金額 42,670千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注3) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注4) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

(注5) 平成19年10月1日付で親会社が中央三井信託銀行株式会社から中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に
変更となっており、第22期の中央三井信託銀行株式会社との取引はすべて兄弟会社として集計し記載しております。

第23期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

当社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中央三井信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	399,697	銀行業務・信託業務	該当なし	投資信託販売	投資信託に係る営業費用の支払(注1) 支払代行手数料	4,171,346	未払手数料	295,661
同一の親会社を持つ会社	中央三井アセット信託銀行株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都港区	11,000	信託業務	該当なし	投資信託委託 投資顧問	支払投資顧問料(注1) 調査費(支払投資顧問料) 建物の賃借(注2)	3,306,819 - -	未払費用 前払費用 長期差入保証金	210,392 86,162 70,411
同一の親会社を持つ会社	中央三井インフォメーションテクノロジー株式会社 (注)親会社中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の子会社	東京都目黒区	200	情報処理サービス業	該当なし	システムの管理・開発委託	ソフトウェアの購入(注2) ソフトウェア	35,207	-	-

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（長期差入保証金を除く）には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 報酬率は、一般取引条件を勘案し対象ファンド毎に決定している。

(注2) 取引条件は、一般取引条件を勘案して決定している。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
1. 1株当たり純資産額	348,198円11銭	425,170円41銭
2. 1株当たり当期純利益	157,785円55銭 (注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	106,772円29銭 (注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

1株当たり当期純損益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
当期純利益(千円)	796,817	539,200
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益 (千円)	796,817	539,200
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,050	5,050

11. 重要な後発事象

第22期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	第23期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

(4) 中間貸借対照表

科目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日	
	金額（千円）	構成比 （％）
(資産の部)		%
流動資産		
1. 現金・預金	1,649,232	
2. 前払費用	129,335	
3. 未収委託者報酬	1,005,792	
4. 未収収益	101	
5. 繰延税金資産	29,945	
6. その他	423	
流動資産 計	2,814,830	88.1
固定資産		
1. 有形固定資産 ¹		
(1) 建物	27,020	
(2) 器具備品	44,758	
有形固定資産 計	71,778	2.3
2. 無形固定資産		
(1) ソフトウェア	107,738	
(2) 電話加入権	1,847	
(3) 電話施設利用権	68	
無形固定資産 計	109,653	3.4
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	76,069	
(2) 長期貸付金	41,188	
(3) 長期差入保証金	88,736	
(4) 長期前払費用	7,182	
(5) 会員権	25,000	
(6) 貸倒引当金	41,188	
投資その他の資産 計	196,988	6.2
固定資産 計	378,421	11.9
資産合計	3,193,251	100.0

科目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日	
	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)		
流動負債		
1. 預り金		2,935
2. 未払金		
(1) 未払手数料	343,905	
(2) その他未払金 ²	59,402	403,308
3. 未払費用		263,209
4. 未払法人税等		121,363
5. 賞与引当金		44,581
流動負債計		835,398
固定負債		
1. 退職給付引当金		19,630
2. 役員退職慰労引当金		25,550
固定負債計		45,180
負債合計		880,579
(純資産の部)		
株主資本		
1. 資本金		300,000
2. 資本剰余金		
(1) 資本準備金		50,000
資本剰余金計		50,000
3. 利益剰余金		
(1) 利益準備金		25,401
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,937,202
利益剰余金計		1,962,603
株主資本計		2,312,603
評価・換算差額等		
1. その他有価証券評価差額金		69
評価・換算差額等計		69
純資産合計		2,312,672
負債・純資産合計		3,193,251

(5) 中間損益計算書

科目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)		
	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益			
1. 委託者報酬		4,862,432	
営業収益 計		4,862,432	100.0
営業費用			
1. 支払手数料		1,959,988	
2. 広告宣伝費		44,517	
3. 調査費			
(1) 調査費	115,422		
(2) 委託調査費	1,455,464	1,570,886	
4. 営業雑経費			
(1) 通信費	7,330		
(2) 印刷費	108,490		
(3) 協会費	6,049		
(4) 諸会費	339	122,209	
営業費用 計		3,697,602	76.0
一般管理費			
1. 給料			
(1) 役員報酬	27,727		
(2) 給料・手当	302,254		
(3) 賞与	41,820	371,802	
2. 福利厚生費		105,272	
3. 交際費		625	
4. 旅費交通費		11,280	
5. 租税公課		7,634	
6. 不動産賃借料		56,307	
7. 退職給付費用		3,095	
8. 役員退職慰労引当金繰入		6,650	
9. 賞与引当金繰入		44,581	
10. 減価償却費 ¹		25,670	
11. 諸経費		255,433	
一般管理費 計		888,356	18.3
営業利益		276,473	5.7

科目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)		
	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益			
1. 受取配当金		3,000	
2. 受取利息		588	
3. 雑収入		300	
営業外収益 計		3,889	0.1
営業外費用			
1. 雑損失		561	
営業外費用 計		561	0.0
経常利益		279,801	5.8
特別利益			
1. 投資有価証券売却益		2,800	
2. 貸倒引当金戻入		1,200	
特別利益 計		4,000	0.0
特別損失			
1. 投資有価証券売却損		17	
特別損失 計		17	0.0
税引前中間純利益		283,784	5.8
法人税、住民税及び事業税	119,067		
法人税等調整額	776	118,291	2.4
中間純利益		165,493	3.4

(6) 中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	300,000
	中間会計期間中の変動額	-
	中間会計期間末残高	300,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	-
	中間会計期間末残高	50,000
資本剰余金合計	前期末残高	50,000
	中間会計期間中の変動額	-
	中間会計期間末残高	50,000
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	25,401
	中間会計期間中の変動額	-
	中間会計期間末残高	25,401
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	1,771,709
	中間会計期間中の変動額	中間純利益 165,493
	中間会計期間末残高	1,937,202
利益剰余金合計	前期末残高	1,797,110
	中間会計期間中の変動額	165,493
	中間会計期間末残高	1,962,603
株主資本合計	前期末残高	2,147,110
	中間会計期間中の変動額	165,493
	中間会計期間末残高	2,312,603
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	-
	中間会計期間中の変動額（純額）	69
	中間会計期間末残高	69
評価・換算差額等合計	前期末残高	-
	中間会計期間中の変動額	69
	中間会計期間末残高	69
純資産合計	前期末残高	2,147,110
	中間会計期間中の変動額	165,562
	中間会計期間末残高	2,312,672

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>(1) 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。</p> <p>(2) 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 (2) 無形固定資産	<p>定率法を採用しております。 なお、耐用年数は、建物については主として15年～18年、器具備品については主として5年～20年であります。</p> <p>定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(5年)を耐用年数としております。</p>
3. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (2) 賞与引当金 (3) 退職給付引当金 (4) 役員退職慰労引当金	<p>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>従業員への退職金支給に充てるため、自己都合退職による中間期末退職給付債務相当額を計上しております。</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当中間期末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成の基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第24期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
1.有形固定資産の減価償却 累計額	建物 25,848千円 器具備品 166,512千円
2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の うえ、流動負債の「その他未払金」に含 めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 （平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで）
1.減価償却実施額	有形固定資産 12,254千円 無形固定資産 13,416千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 （平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで）				
	株式の種類	前事業 年度末	増加	減少	当中間 会計期末
1.発行済株式に関する事項	普通株式（株）	5,050	-	-	5,050
2.自己株式に関する事項	該当事項はありません。				
3.新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。				
4.配当に関する事項	該当事項はありません。				

リース取引関係

第24期中間会計期間 （平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで）
リース取引は重要性が乏しく、1件当たりの金額が少額なため、注記を省略 しております。

有価証券関係

第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日)			
1. その他有価証券で時価のあるもの			
区分	取得原価 (千円)	中間貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	11,000	11,069	69
計	11,000	11,069	69
2. 時価評価されていない有価証券			
区分	中間貸借対照表計上額(千円)		
その他有価証券 非上場株式	65,000		
計	65,000		

デリバティブ関係

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
当社はデリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

1 株当たり情報

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	
1株当たり純資産額	457,954円99銭
1株当たり中間純利益	32,770円92銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益算定上の基礎は以下のとおりであります。

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	
中間純利益(千円)	165,493
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	165,493
普通株式の期中平均株式数(株)	5,050

重要な後発事象

第24期中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第1号）

(2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。（金融商品取引法第42条の2第2号）

(3) 通常取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）及び（5）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第1号）

(4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。（金融商品取引法第44条の3第1項第3号）

(5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記（3）及び（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。（金融商品取引法第44条の3第1項第4号）

5【その他】

(1) 定款の変更

当会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及びファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額：11,000百万円（平成21年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年9月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （平成21年9月末日現在）	事業の内容
中央三井信託銀行株式会社	399,697	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
三井生命保険株式会社	167,280	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、保険業を営んでいます。
ソニー銀行株式会社	31,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	4,207	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社秋田銀行	14,100	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
楽天銀行株式会社	23,485	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,477	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

日興コーディアル証券株式会社は、平成21年10月1日付で、親会社変更に伴う組織体制の変更を行っておりますので、平成21年10月1日付の資本金を記載しております。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

<再信託受託会社>

当ファンドの再信託受託会社として、信託事務の一部を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

<再信託受託会社>

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 交付目論見書に、当ファンドの約款を掲載し、有価証券届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (3) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案及びキャッチコピーを採用すること、また、ファンドの形態、申込みに関する事項などを記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の巻末に用語解説等を記載することがあります。
- (6) 目論見書（表紙を含みます。）等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

当ファンドは預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

金融商品取引業者以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドは、実質的に外国の株式を主要投資対象としております。当ファンドの基準価額は、実質的に組入れた有価証券の値動きや為替レートの変動、並びに実質的に組入れた有価証券の発行体の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。従って、当ファンドは元本保証のある商品ではありません。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資家の皆様に帰属します。
- (7) 目論見書等は電子媒体としてインターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書等に、投信評価機関、投信評価会社等によるレーティング、評価情報及び評価分類等を表示する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月23日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則

印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 平木達也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井外国株式インデックスファンドの平成20年2月22日から平成21年2月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井外国株式インデックスファンドの平成21年2月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月16日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 浅子正明 印

指定社員 業
務執行社員 公認会計士 木村充男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月22日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎雅則

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 平木達也

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中央三井外国株式インデックスファンドの平成21年2月24日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井外国株式インデックスファンドの平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

中央三井アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月12日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月9日

中央三井アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松崎雅則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平木達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中央三井アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。